

る。

第四十三条 外国投資企業は、社会保険料の納入、社会保険基金の支出により企業の所在地の社会保険機関と職業同盟組織の監督を受ける。

第四十四条 外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部を従業員のための文化厚生基金に組み入れ、これを使用することができる。

文化厚生基金は、従業員が文化技術の水準を向上し、文化

体育活動及び厚生施設の運営などにこれを使用する。

文化厚生基金の使用につき、職業同盟組織がこれを監督する。

第八章 制裁及び紛争解決

第四十五条 労働行政機関は、外国投資企業が本規定に反し、共和国の労働者を採用もしくは解雇した場合は、罰金を課することができる。

第四十六条 労働行政機関は、外国投資企業が労働安全施設と産業衛生条件を設定しなかつた場合には、一定期間中は是正を勧告し、是正勧告にもかかわらずこれに応じなかつた場合は営業停止又は罰金を課することができる。

第四十七条 罰金の適用が不当であると認められた場合は、罰金賦課通知を受けた日から一五日以内に罰金を適用した機関の上級機関に回付するように提起することができる。

罰金通知の回付を受けた上級機関は、その日から一〇日内にそれを処理しなければならない。

第四十八条 本規定執行に関連した意見上の相違については、当事者が相互に協議し、これを解決する。

紛争事件は、共和国仲裁機関又は裁判機関において当該手続きにもとづいてこれを解決する。

社会保険と社会保障による恩恵は、社会保険基金によつて保障される。

や健康に有害な作業をさせてはならない。外国投資企業は託児所・幼稚園を組織して運営しなければならない。

第三七条 外国投資企業は、従業員に労働保護用具、作業上の必需品、栄養食料品などの労働保護物資を隨時に支給しなければならない。

従業員に支給する労働保護物資の基準については、共和国の当該労働法規に準じて外国投資企業がこれを定める。

第三八条 外国投資企業は、作業中に従業員が死亡したり負傷もしくは中毒などの重大な事故が発生した場合は、労働保護監督機関にその都度告知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。

第七章 社会保険及び社会保障

第三九条 外国投資企業で労働する共和国公民である従業員は、病気または負傷、労働年齢を過ぎて労働することができない場合は、社会保険及び社会保障による恩恵を受ける。

社会保険及び社会保障による恩恵には、補助金、年金の支払い、静養・休養及び治療などがこれに含まれる。

補助金と年金を受けようとする従業員は、保険機関が発行する診断書又は補助金又は年金をに至る事由を確認する文書

を外国投資企業に提出しなければならない。

外国投資企業は、社会保険補助金支払い請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から当該の社会保険補助金を受けて労働報酬を支給日に当該従業員に支払わなければならない。

静養所や休養所までの旅費や葬礼補助金は、当該文書によつて支払い、後で精算しなければならない。

社会保険による年金と補助金は、外国投資企業が社会保険機関に申請文書を提出して手続きをし、社会保険年金支払い機関から毎月定められた日に対象者に支払わなければならぬ。

第四〇条 社会保険と社会保障による補助金や年金は、共和国労働法規に基づいて計算される。

第四一条 社会保険と社会保障による恩恵は、社会保険基金により保障される。

社会保険基金は、従業員から受け取る社会保険料によつて積み立てられる。

第四二条 外国投資企業は、従業員の健康増進のため静養所、休養所を組織し、運営することができる。

静養所や休養所の運営費は、社会保険基金がこれを充当す

休暇期間に支給する労働報酬は、休暇前三カ月間の労働報酬の総額を実稼働日数にもとづいて平均した一日労働報酬額に休暇日数を適用して計算する。休暇期間の労働報酬額の計算には、労働賃金、加給金及び奨励金がこれに含まれる。

第二十九条 外国投資企業は、従業員の過失でない企業の責任に因り労働することができなかつたり、養成期間に労働することができなかつた日数、又は時間に基づいて一日あるいは一時間当たりの労働賃金額の六〇%以上に相当する補助金を労働者に支給する。

第三〇条 外国投資企業は公休日に作業をさせて代替休暇を与えないとき、または労働時間の延長作業・夜間作業をした従業員に賃金と共に日または時間に基づいて日または時間あたり賃金の五〇%に相当する加給金を与えるなければならない。

夜間には二二時から翌日六時までの作業を含む。

第三一条 外国投資企業は、祝日や深夜二二時から翌日六時までに労働時間外を延長して作業をおこなつた従業員にたいして労働賃金に加え労働した日数又は時間に基づいて一日当たり又は一時間当たりの労働賃金の一〇〇%に相当する加給金を支給しなければならない。

第三二条 外国投資企業は、税金を納めて残つた利潤の一部で

賞与基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を繰り上げて遂行した模範的な従業員には賞与を支給することができます。

第三三条 外国投資企業は、労働賃金、加給金、奨励金を支給する日時を定め、毎月その日に支給しなければならない。

賞与は、評価期間の翌月に支給しなければならない。労働報酬支給日の前に辞職したり、解雇された場合には、手続きの終了後に労働報酬を支給しなければならない。

第六章 労働保護

第三四条 外国投資企業は、労働安全施設を設けてそれを改善し、完備し、作業の安全性を保障して高熱、ガス、塵埃を防ぎ、採光、照明、通風などの産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境の下で労働することができるようにならなければならぬ。

第三五条 外国投資企業は、従業員に労働安全技術教育を施した後に労働させなければならない。労働安全教育期間は業種と職種により一～二週間とする。

第三六条 外国投資企業は女性従業員の労働保護・衛生施設を備えなければならない。妊娠六カ月を過ぎた女性には力仕事

ならない。

第二一条 外国投資企業は、必要に応じて技能工の養成のために養成所または養成班を組織し、運営することができる。

第二二条 自由経済貿易地帯当局は、外国投資企業が求める技術人材を養成するために養成機関を組織し、運営することができる。

技術人材の養成は、従業員の在職養成あるいは、卒業目前の学生を就業前に養成する形態でこれをおこなう。

第二三条 従業員の労働日数は、週に六日、労働時間は一日に八時間とする。

労働の困難度や特殊条件により労働期間を短縮することができる。

季節的制限を受ける部門では年間労働時間の範囲内で時間を定めることができる。

第二四条 外国投資企業は、従業員にたいし時間外労働をさせない。

てはいけない。やむをえない事情で時間外労働をさせる場合は、職業労働同盟組織から合意を得なければならぬ。この場合、月に四八時間を限度とする。

第二五条 外国投資企業は、共和国法の規定により当該従業員に祝日、公休日、休息、定期及び補充休暇ならびに産前産後

の休暇を与えるなければならない。

祝日と公休日に従業員を労働させる場合には、一週間の代休を与えなければならない。

外国投資企業は、毎年当該の従業員に冠婚葬祭のための一日前から三日の特別休暇を与えるなければならない。これには往復旅行日数を含まない。

第五章 労働報酬

第二六条 外国投資企業の従業員の毎月の労働賃金は、二三三〇ウォン（自由経済貿易地帯の場合、一六〇ウォン）より低くしてはならず、困難な労働部門の労働基準についてはこれを高く規定しなければならない。

外国投資企業は、定めた労働賃金にしたがつて職種、職別労働賃金基準、労働賃金の支払い形態と方法、加給金、奨励金ならびに賞与基準を定める。

第二七条 外国投資企業は、生産水準、従業員の技術技能の熟練程度ならびに労働生産能率に応じて労働水準を次第に高めなければならない。

第二八条 外国投資企業は、休暇及び補充休暇期間にたいし、従業員に休暇前に当該の労働報酬を支払わなければならない。

れを採用しなくともよい。

雇することができない。

第一五条 外国投資企業は、つきのような場合には職業同盟組織及び当該労働者斡旋機関との合意を得た後、採用期間が終了しなくとも従業員を解雇することができる。

一 従業員が職業病や公傷でない病気または負傷などにより治療を受けたにもかかわらず以前の仕事あるいは他の仕事を継続することができない場合

二 企業の生産経営または技術条件などの変動により余剰労働者が生じた場合

三 企業が破産に直面し、やむなく労働者を削減もしくは解散を宣告した場合

四 従業員が企業に莫大な損失を与えたり労働規律に著しく反する行為があつた場合

第一六条 従業員は、つきのような場合に辞職を提起することができます。

一 個人的な事情によりやむなく辞職もしくは他の職種に転じる事情が生じた場合

二 専門が合わず自己の技術技能が十分に發揮できない場合

三 学校に入学し、学問に勤しむ場合

第一七条 外国投資企業は、つきのような場合には従業員を解

一 職業病に罹ったり、あるいは就業中負傷し、治療を続ける場合

二 病気のため六ヶ月間治療を受けた場合
三 女性従業員が結婚し、妊娠または産前産後の休暇、もしくは授乳期間中の場合

第一八条 外国投資企業は、規定第一五条一、二、三に基づいて解雇したり、第一六条二、三に基づいて辞職を承認した従業員にたいし労働年数に応じて補助金を支払わなければならぬ。

年数が一年に満たない場合は、最近一ヶ月分の給料に該当

する補助金を支払い、一年以上の場合は給料の三ヶ月分と年数に基づいて計算した補助金を支払わなければならない。

第一九条 外国投資企業が従業員を解雇したり辞職させる場合には、一ヶ月前に企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。

第三章 技能工の養成

第二〇条 外国投資企業は、従業員の技術技能の水準を高め、

共和国の労働法規に基づいて技術技能級数を査定しなければ

第七条 外国投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境の中で労働することができるよう労働条件を改善し、かれらの生命、健康の保護増進に優先的関心を配慮しなければならない。

第八条 外国投資企業は、共和国公民である従業員にたいし社会保険、社会保障の恩恵が受けられるように取り計らわなければならない。

第九条 外国投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。

労働契約の中には従業員が遂行すべき任務、生産量とレベル指標、労働時間と休息、労働報酬と保険、厚生、労働保護と労働条件、労働規律、賞罰ならびに辞職条項などについて規定しなければならない。

労働契約は、契約当日から法的効力を有し、契約修正については双方による合意がなければならない。

外国投資企業は、労働契約文書を企業所在地の労働行政機関に提出しなければならない。

第一〇条 本規定の執行に対する監督及び統制は、労働行政機関がこれをおこなう。

第二章 労働力の採用及び解雇

第一一条 外国投資企業は、企業運営に必要な労働者数を定め、労働力斡旋機関と労働者採用契約を締結して労働者を受け入れなければならない。

契約書には、業種別、技能別、労働者数、採用期間、労働賃金ならびに労働生活保障条件などを明記しなければならない。

第一二条 労働力斡旋機関は、外国投資企業に必要な労働力を企業所在地内の労働者にたいし保障しなければならない。企業所在地だけで充当することができない一部の技能工については、他の地域からの労働者をもつてこれを充当することができる。

この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。

第一三条 共和国の企業所を母体に創設する合作企業、合弁企業は、その企業所の従業員の中から必要労働力を優先的に受け入れなければならない。

第一四条 外国投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働者が自社の採用契約条件に合わない場合には、こ

この場合、抑留したり留置する機関に発生した費用と損失、危険は抑留または留置を要求した者が負う。

第二十七条 本規定に反する行為は嚴重な場合、刑事的責任を負わせる。

第二十八条 港運営と利用に提起される意見の相違については、当事者間の協議方法によつて解決する。協議方法によつて解決することができなかつた場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関または仲裁機関において該当の手続によつて審議し、解決する。

（翻訳者の注…ここでは、朝鮮民主主義人民共和国の貨幣単位のままにした。）

外国投資企業には、外国人投資企業（例えば、合作企業、合弁企業、外国人企業）及び外国企業が含まれる。

第四条 外国投資企業は、企業運営に必要な労働力には共和国の労働力をもつて採用しなければならない。

外国人を管理人員や特種な職種の技術者や技能工として採用する場合には、政務院対外経済機関から合意を得なければならない。

Q ○ 外国投資企業労働規定 (政務院一九九三・一二・三〇 決定八〇号)

第一章 一般規定

第五条 外国投資企業が受け入れた労働力は、自然災害などの不可抗力的な場合を除いて他にこれを採用しない。

第六条 外国投資企業において労働する従業員の労働報酬額について、その労働職種と技術技能の水準ならびに労働生産にも基づいてこれを規定する。

権利と利益を守るために制定する。

第二条 外国投資企業を運営するために必要な労働力の斡旋及び採用、労働報酬の支払いならびに労働生活の保障に関するものについては、本規定がこれをおこなう。

本規定において規制されない労働関連事項については、共和国の当該労働法規がこれに準ずるものとする。

第三条 本規定は、共和国領域内にある外国投資企業に適用する。

第二一条 他の国の機関、企業体、個人は、直接または代理人機関を通じて港内の該当機関または外国人投資企業と事業をおこなうことができる。

第二二条 港の管理運営と設備改造に必要な資金は、港機関自体の収入によって保障する。

第二三条 港機関は港管理運営のための港連合委員会を組織し、運営することができる。港連合委員会には港機関と港事業監督機関、鉄道運輸機関、税関、検査機関、検疫機関、船舶及び貨物代理人機関、港を利用する外国人投資企業がこれに参加する。港連合委員会の責任者には港長を当てる。港連合委員会は、一月に一回以上召集することができる。

第二四条 港内においては海上及び海底に対する調査、研究、観測をおこなつたり環境破壊行為、港の出入及び利用秩序に違反する行為をおこなつてはならない。

第四章 制裁及び紛争解決

第二五条 港事業監督機関は、つぎのような行為をおこなつた場合に制裁を適用する。

一 港の構造物、施設物、設備を壊して台なしにした場合は、被つた損害を補償させ、程度によつては五千円までの罰金

を課する。

二 船舶と貨物の取扱に支障を來した場合には、一千円までの罰金を課する。

三 港水域に油をたれ流した場合には、汚染された水域の一平方メートル当たりに千円までの罰金を課する。

四 有毒物質、汚水と汚物を港水域または港地域の一定な場所外に捨てた場合には、一件当たり二万円までの罰金を課する。

する。

五 ピッチ、松脂などの可燃性物質を燃やして環境汚染を來したり火災危険を与える行為をなした場合は、一件当たり一万円までの罰金を課する。

六 船舶が所定の手続なしに出向する場合には、船舶を抑留して二万円までの罰金を課する。

七 料金を定めた期間内に納めなかつた場合には、輸送手段と貨物を抑留したり留置することができる。

八 該当機関の承認なしに水深測定、電波探知あるいは無戦機器を使用した場合には、該当機材または船舶を没収する。

第二六条 港事業監督機関は、司法検察機関の要求があつたり司法検査機関の該当文書により債権者の要求がある場合には、該当輸送手段または貨物を抑留したり留置することができる。

しなければならない。

第一三条 船舶が入出港したり港水域から移動する場合には、

水先案内を受けなければならない。船舶案内は港機関の船舶案内人がこれをおこなう。船舶が入港する場合は、船舶案内地点から仮停泊地または埠頭まで航路案内を受けなければならぬ。港機関の承認がある場合には、航路案内地点により仮停泊地又は埠頭により航路案内地点まで航路の案内を受け、場合によつて一定な地点までだけ水先案内を受けることができる。航路案内を受けることによつて被る侵害に対する責任は、水先案内人が負わぬ。

第一四条 油輸送船、ガス輸送船などの危険物質を積載した船舶は、港機関が特別に定めた水域に限り停泊することができる。

第三章 港利用

第一五条 貨物を積載したり、荷下ろす作業、貨物運搬、再包装、より分けなどの作業をおこなうとするとき、港機関と契約を結ばなければならない。貨物契約書には貨物名、数量、作業の種類、包装の種類、一個当たりの重量、船舶入港予定期時、作業終了の日時、取扱に関連する注意事項を明記しな

ければならない。貨物の積載作業の場合は、貨物作業契約書に貨物集めの計画を添付しなければならない。

第一六条 貨物を保管する場合、港機関と契約を結ばなければならぬ。貨物保管契約書には貨物名、数量、包装の種類、一個当たりの重量、到着日時、保管機関、貨物保管に関連した注意事項などを明らかにしなければならない。

第一七条 港を利用した場合には、国家価格財政機関が定めた料金を納めなければならない。料金には港使用料、油供給量、物資供給量、貨物保管料、貨物作業量、貨物運搬料などがこれに含まれる。港に保管する貨物につき、一〇日間は料金を徴収しない。

第一八条 船舶に貨物を積み降ろす作業は、船舶の入港順にしたがう。腐敗・変質の虞れのある貨物の場合、船舶の入港順に関係なく優先的に貨物の積み降ろしをおこなう。

第十九条 貨物の積み降ろしの過程において、船舶に発生する労働災害にたいする責任は船主が負う。

第二〇条 共和国の該当機関、企業所は、港を利用する他の国の船主または貨物主の代理事業をおこなう代理人機関を設置し、港湾内に該当機関もしくは外国人投資企業と事業をおこなうことができる。

及び設備の修理、港湾施設物及び設備の賃貸、保管倉庫の運営などの事業については港湾管理運営機関（以下、港機関とする）がこれを行う。陸上出入証を発行したり、船舶の出入港を承認し、港湾の制度と秩序を樹立する事業、港管理に支障を来すような、沈没船の荷物を船舶もしくは荷物主の負担によつて処理するように指導する事業は、港事業監督機関がこれをおこなう。港に施設物を新設、拡張もしくは更新する事業については港建設機関がこれをおこなう。

第六条 外国投資家は港において外国人投資企業（合作企業、合弁企業、外国人企業）を創設し、埠頭、倉庫、船舶修理所などを運営することができる。この場合、港機関と合意した次の該当法及び規定に基づいて企業創設の手続を行わなければならない。

第七条 港を出入りする船舶、船員、旅客及び貨物は、国境、通行検査、税關検査、衛生検査、獸医検疫、植物検疫を受けなければならぬ。中継貿易の貨物は該当検査、検疫機関が必要と求める場合に限り、検査もしくは検疫をおこなう。

第八条 港出入、港における経済貿易活動は、本規定にしたがつて実施される。本規定に規制していない事項については、共和国の該当法と規定に基づく。

第九条 本規定は港を利用したり、利用しようとする共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国の機関、企業所とする）と公民、他の国家の機関、会社、企業体その他經濟組織（以下、外国の機関、企業体とする）及び個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞に適用する。

第二章 港出入

第一〇条 港出入は指定の陸上出入口と入出港水路を通じて行われる。陸上出入口を通じて港に出入する場合は、港事業監督機関が発行した出入証がなければならず、入出港水路を出ししようとする場合には、港事業監督機関の承認を受けなければならない。入出港しようとする船の主または船長は船の技術資料、積載もしくは荷下ろす貨物の明細書及び船員の名簿、健康状態を確認することができる文書、航路案内地点の到着または出向予定時間を明記した文書などを港事業監督機関に提出しなければならない。

第一条 入港しようとする船舶は、航路案内地点に到着し、朝鮮民主主義人民共和国 国旗を掲揚しなければならない。

第二条 入出港しようとする船舶の船長は、該当地点において検査・検疫を受けるたびに該当機関が要求する文書を提出

局に提出しなければならない。

第二十七条 常駐代表事務所は、証書を発行又は提出を受けたり、

変更及び登録取り消しの手続きをしようとする場合、それにともなう手数料を該当機関に提出しなければならない。

第二十八条 審査承認機関と地帶當局は、常駐代表事務所の活動状況にたいし点検することができる。この場合、常駐代表事務所は検閲職員の要求に応じ、必要文書及び資料を提示しなければならない。

第二十九条 常駐代表事務所のその成員が本規定に違反した場合には、二千ウォンまでの罰金を支払い、違反行為が著しい場合は共和国領域外に追放することができる。

第三〇条 常駐代表事務所の活動に関連して提起された意見上の差異は、協議方法によつて解決する。紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国 裁判機関又は仲裁機関においてこれを解決する。

第三条 経済貿易活動や観光を目的にする船舶、船員、旅客及び貨物は、国籍、出発地、生産地などに關係なく自由貿易港に出入りが許される。

第四条 自由貿易港（以下、港とする）に出入りする船舶と貨物には関税、トン税、運賃税を賦課しない。

第五条 港には船舶の取扱、貨物作業、貨物保管、船舶修理などの経済活動を行う。航路案内、貨物の積み降ろし作業、貨物運搬、再包装、分離、貨物の混合などの作業と工事、船舶

第一章 一般規定

第一条 朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法を徹底的に貫徹することをはじめとし、中継貿易荷物の輸送世帯及び保管などの経済貿易活動を円滑に保障し、自由貿易港の出入秩序及び利用秩序を樹立するために本規定を制定する。

第二条 自由貿易港は羅津港、先鋒港、清津港である。自由貿易港には港地域と港水域がこれに含まれる。港地域には埠頭、灯台、船舶修理基地、貨物保管所、保管倉庫、構内鉄道、構内道路などが存在する地域がこれに属し、港水域には船舶の出入港水路、仮停泊地、停泊地などのある水域がこれに属する。

P ○ 自由貿易港規定

（政務院一九九四・四・二八 決定二〇号）

もとで共和国領域内にある他の銀行に口座を設けることができる。

第二〇条 常駐代表事務所とその成員は、外国投資企業及び外国人に適用される税金に関連する共和国の法律及び規定にしたがつて所在地の財政機関に税務登録をおこない、該当する税金を納めなければならない。

第二一条 常駐代表事務所は、毎年一月内に地帯当局を通じ審査機関に年間事業の総和資料を提出しなければならない。年間事業の総和資料は、朝鮮語で作成しなければならない。

第二二条 常駐代表事務所の常駐期間を延長する場合、常駐期間が終了する三ヵ月前に地帯当局を通じて登録承認に常駐機関に常駐期間延長申請書を提出して承認を得なければならぬ。常駐期間延長申請書には、延長する期間とその理由を明確にし、常駐期間中本企業がおこなつた朝鮮国内における経済活動状況を明らかにした文書を添付しなければならない。

第二三条 常駐代表期間に必要な運輸手段、事務用品、生活用品を外国から入手する場合は、税関手続きを経なければならぬ。運輸手段は、該当社会安全機関に登録し、運転免許証及び車番号を受けた後自動車三次責任保険に入つてこそ使用することができる。他国から流入した運輸手段、事務用品、

生活用品は、販売など他の目的に使用することはできない。やむを得ず売らなければならない場合は、税関に申告して関税を支払い、指定した商業（貿易）機関を通じてこそ売ることが許される。

第二四条 常駐代表事務所は、必要な建物を貸与したり人力を採用する場合は、建物管理機関又は人力斡旋機関と契約を結ばなければならない。貸与した建物、採用した人力の管理については、外国投資企業に適用する建物譲渡又は労働に関連した法の規定によらなければならない。

第二五条 常駐代表事務所の事業に関連した国内外の通信は、共和国該当通信機関を通じて保障されなければならない。必要な場合、該当機関の承認の下に国際通信設備を設置し、これを利用することができます。

第二六条 常駐代表事務所の常駐期間が満了したし、常駐期間終了前に常駐代表事務所を撤収する場合には、撤収の三〇日前に審査承認機関と地帯当局に書面で告知し、税務及び債権、債務関係を精算しなければならない、精算事業が終了すれば、精算事業が終了した日から七日内に常駐代表事務所証と常駐代表証を地帯当局に收め、登録を取り消す手続きを行わなければならない。その場合、財政機関の納税確認文書を地帯當

付しなければならない。

第一一条 対外経済委員会、中央銀行（以下、審査承認機関とする）は、常駐代表事務所の設置申請書を受付た日から三〇日以内に該当機関の意見を聞き、これを検討・審議した後、常駐代表事務所設置に関する可否を決定する。

第二条 審査承認機関は、常駐代表事務所の設置を承認した日から一〇日以内に常駐代表事務所の設置承認を地帯当局に告知しなければならない。

第三条 常駐代表事務所、常駐代表事務所の設置承認書を受付た日から二〇日以内に地帯当局に常駐代表事務所の登録申請書を提出し、登録しなければならない。

常駐代表事務所の登録申請書には、常駐代表事務所の設置申請書の内容を明らかにし、常駐代表事務所の設定承認書を添付しなければならない。

第四条 地帯当局は、承認された常駐代表事務所を登録し、常駐代表事務所の登録証と常駐代表証を発行しなければならない。常駐代表事務所を登録した日をもって常駐代表事務所の設置日とみなす。

第五条 常駐代表事務所の成員とその家族は、外国人の滞留に関連した規定にしたがつて登録をおこない、滞留証又は外

国人証のような証明書の発行されなければならず、自由経済貿易地帯の出入りする外国人に関連する規定に基づく出入秩序を徹底して遵守しなければならない。

第六条 常駐代表事務所の登録証と常駐代表証の湯高機関は、一年である。常駐代表事務所とその成員は、毎年常駐代表事務所の登録証と常駐代表証をその有効期間が終了する一五日前に地帯当局から再発行を受けなければならない。

第七条 常駐代表事務所の名称、設置場所、常駐代表の定員数を変更したり責任者又は常駐代表を変更する場合、地帯当局を通じて審査承認機関に変更申請書を提出して承認を受けなければならない。常駐代表事務所の責任者又は常駐代表を変更する場合、変更申請書にその委任状と経歴書を添付しなければならない。

第八条 常駐代表事務所の責任者が欠員になつたり、一ヶ月以上空席になつてゐる場合は、常駐代表の中からその代表者を選び、責任者の代理任務を遂行しなければならない。この場合、常駐代表事務所は、該当する内容を関係機関に書面で告知しなければならない。

第九条 常駐代表事務所は、共和国の貿易銀行に口座を設置しなければならない。必要に応じて外貨管理機構との合意の

ができる。

常駐代表事務所には、代表部、代理店、出張所などがこれに含まれる。

第四条 常駐代表事務所の常駐期間は三年までとし、その定員については五名を越えることはできない。常駐代表事務所の成員には、責任者と代表がこれに含まれる。

通訳人、タイプライター、簿記員（※経理事務担当）、經理員（※会計専門員）をはじめとする行政技術成員、運転手、整備員などの奉仕に携わる者などの場合、常駐代表事務所の成員には含まれない。

第五条 常駐代表事務所は、外国企業（以下、本企業とする）の業務に関する通信連絡と諸問事業、経済技術資料の紹介などの奉仕活動をおこなわなければならない。必要な場合、本企業が委任した範囲内において取引当事者との契約を結んだり、代金と物資の授受などの委任代理の業務活動をおこなうことができる。

第六条 常駐代表事務所は、本企業の委任代理業務の活動範囲を逸脱して勝手に他国から商品を仕入れて闇取引や委託販売を起こしたり、共和国領域内にある輸出物資を購入して販売するような営利を目的とする業務活動をおこなうことはで

きない。共和国政府と他の政府間に常駐代表事務所の活動に関連した協定を結んだときは、それに応じて活動をおこなうことができる。

第七条 常駐代表事務所の設置及び登録、変更、期間延長のようないし申請文件（※文書類）は、朝鮮語と外国語で作成しなければならない。

第八条 常駐代表事務所は、共和国の法律と規定を尊重し、義務的に守らなければならない。

第九条 常駐代表事務所の合法的権利及び利益は、共和国の法的保護をされる。

第一〇条 常駐代表事務所を設置する場合、常駐代表事務所の設置申請書を地帯当局を通じて对外經濟委員会（外国金融機関は、中央銀行）を提出しなければならない。常駐代表事務所の設置申請書には、本企業と常駐代表事務所の名前、責任者の姓名を明らかにし、本企業の所在地又は所在局の該当機関が発行した企業登録証書写本、取引する銀行機関が発行した信用確認書、常駐する代表事務所の責任者・代表成員の委任状・経歴書などを添付しなければならない。外国金融機関の常駐代表事務所の設定申請書には、本企業の最近の財政状態表、損益計算書、基本契約、取締役会の成員名簿などを添

第一五条 自由貿易港を経由して中継される貿易貨物を自由経済貿易地帯外の共和国の領域を経て貨物車で運搬しようとする外国人は、自動車が国境通過前五日まで該当地域の出入局事業部に申請して出入証と自動車通行証を受けなければならぬ。

第一六条 自由経済貿易地帯への出入に関連した旅行証、出入証、自動車通行証の発行を受ける場合には、規定の手数料を支払わなければならない。

第一七条 旅行証、出入証、自動車通行証などの有効期間を延長する場合には、その期間が終了する五日までに該当発行の部署に申請して期間の承認を受けなければならない。

第一八条 旅行証、出入証、自動車通行証は、有効期間が終了した日から一週間に内に該当機関に返還しなければならない。

第一九条 自由経済貿易地帯に出入と関連した旅行証、出入証、自動車通行証を紛失したり、該当期日まで返還しない場合は、罰金を支払わなければならない。紛失した証明文件の再発行を受ける場合には、罰金を支払わなければならない。紛失した証明文件を再発行する場合には、規定料金の一〇倍に該当する手数料を支払わなければならない。

第二〇条 国際テロ犯、麻薬中毒者、麻薬密輸業者、伝染病患者

者、精神病者ならびに招かれざる人物は、自由経済貿易地帯に入ることができない。

第二一条 証明文件を偽造したり、一定の通路を通らなかつた場合には、該当証明文件を回収し、罰金を払わせ、その行為が著しく嚴重な場合は追放し、再入国を禁止することができる。

○ ○ 自由経済貿易地帯外国企業常駐代表事務所 に関する規定

（政務院決定 一九九四・二・二一 第八号）

第一条 本規定は、朝鮮民主主義人民共和国 自由経済貿易地帯法に基づき外国企業の常駐代表事務所を設置し、その運営のための秩序を樹立するために制定する。

第二条 外国企業の常駐代表事務所（以下、常駐代表事務所）設置及び運営は、本規定にしたがつておこなわれる。共和国領域外に居住する朝鮮同胞も本規定に基づき常駐代表事務所を設置し、運営することができる。

第三条 常駐代表事務所は、自由経済貿易地帯に設置すること

易地帯に来航する者は、地帯内の機関、企業所、団体又は外国人投資企業が招請した文件（書類・北朝鮮の場合法的根拠のある文書類をこう呼ぶ）を持参し、入港が許される。この場合、該当招請機関は、外国人が自由経済貿易地帯に到着前の五日まで地帯当局の出入局事業部署に出入者の名簿を提出しなければならない。

第七条 共和国における他の地域を経由して自由経済貿易地帯に来航する外国人は、外国にある朝鮮民主主義人民共和国の外交及び領事代表部において発行した査証を持参しなければならない。

第八条 外国から自動車を利用して直接に自由経済貿易地帯に出入する外国人は、地帯に到着する五日前まで書面もしくは、印刷全身あるいは模写全身で地帯当局の出入局事業部署に自動車通行証の発行申請の承認を受けなければならない。自動車通行証の有効期間は、一五日間とする。

第九条 自由経済貿易地帯に対する出入を一定期間に数度反復する外国人は、地帯当局の出入事業部署に申請して三〇日を有効期間とするマルチ出入証の発行を受けることができる。

第一〇条 朝鮮民主主義人民共和国の観光証を持参する外国人観光客は、査証なく自由経済貿易地帯に出入することができ

る。自由経済貿易地帯を観光を希望する外国人は、我が国に該当機関または外国駐在の朝鮮民主主義人民共和国の外交及び領事代表部発行の観光証を受けなければならない。自由経済貿易地帯に駐在する外国人が共和国の他の地域を観光する場合には、地帯内の観光奉仕機関から観光証を受けなければならない。

第一一条 自由経済貿易地帯に出入する我が国に駐在する外国の外交代表部、経済貿易代表部、国際機関代表部などの成員には、外交部に、領事代表部成員は該当の道行政経済委員会に、その他の外国人は我が国の該当機関に提起して出入証と自動車通行証を受けなければならない。

一二条 自由経済貿易地帯に査証なしに入り、共和国の他の地域を経由せずに直接に外国へ出国する者には、査証がなくとも出国が許される。

第一三条 査証なしに自由経済貿易地帯に入り、共和国の他の

地域を経由して出国をする外国人は、出国前の五日まで地帯当局出入局事業部署に申請して査証を受けなければならない。

第一四条 自由経済貿易地帯に來てている外国人が共和国の他の地域に行く場合には、出発の五日前に地帯当局出入局事業部署に申請して旅行証または査証を受けなければならない。

土地を賃貸し、賃貸料を引き下げることができる。

第三十九条 奨励部門に投資する投資家は、我が国の金融機関から経営活動に必要な資金を優先的に融資を受けることができる。

N ○ 自由経済貿易地帯外国人出入規定

（政務院 一九九三・一一・二九 決定七五号）

第四〇条 外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が五年以上にわたるときは納付した再投資分に該当する所得税額に対しても五〇%の返還を受けることができる。下部構造建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額に対して全部の返還を受けることができる。

第四一条 国家は、自由経済貿易地帯に直接入って来る外国人に対して無査証制度（ノービザ）を実施する。

第七章 紛争解決

第四二条 自由経済貿易地帯における経済活動に関連する意見の相違は、当事者間の協議によってこれを解決する。

第四三条 外国投資企業の経済活動に関連する紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関において当該手続によつて審議解決し、第三国の中裁機関に提起して解決することができる。

第五条 自由経済貿易地帯に対する出入は、国家が定める通路を使用しなければならない。

第六条 共和国における他の地域を経由せずに直接自由経済貿

第一条 本規定は、朝鮮民主主義人民共和国 自由経済貿易地帯法に基づき自由経済貿易地帯に関する出入の秩序を正しく樹立し、本地帯に出入する外国人の便宜を図り、国家安全を保障することを目的とする。

第二条 外国人の自由経済貿易地帯に対する出入は、本規定に従わなければならぬ。共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも、本規定に従つて自由経済貿易地帯に出入することができるのである。

ばならない。

第二九条 自由経済貿易地帯内の企業は、税関の検査書類と商品の送り状をはじめとする商品の搬出入に関連する書類を五年間保管しなければならない。

第五章 通貨、金融

第三〇条 自由経済貿易地帯内において流通する貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨をもって行われる。

朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に基づく。

第三一条 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下で我が国と外国の銀行に口座を設けることができる。

第三二条 外国投資企業と外国人は、我が国と外国の金融機関から経営活動に必要な資金の融資を受けることができる。

融資を受けた朝鮮ウォンと外貨で購入した朝鮮ウォンは、我が国の銀行に預金して出納を行わなければならない。

第三三条 自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下で非居住者間の取引を対象とする業務を行うことができるのである。

第三四条 外国投資企業と外国人は、自由経済貿易地帯内に定められた場所で外貨有価証券を取引することができる。

第六章 担保及び特恵

第三十五条 外国投資家は、自由経済貿易地帯内において企業活動を通じて得た利潤と利子、配当金、賃貸料、奉仕料、財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外において自由経済貿易地帯内に搬入した財産を経営期間の満了後は、制限を受けずに国外に搬出することができる。

第三六条 自由経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の一四%とする。

第三七条 経営期間が一〇年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が発生するようになつてから三年間は免除し、翌二年間はそれを五〇%範囲で軽減させることができる。

総投資額が六千万ウォン以上になる下部構造建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が初めて発生した年から四年間は免除し、その翌三年間は五〇%範囲内で軽減させることができる。

第三八条 奨励部門に投資する投資家には、立地条件が有利な

張所などを設置することができる。

第二〇条 外国投資企業と外国人は、自由経済貿易地帯内に必要な土地を賃貸することができ、賃貸機関の承認の下で賃貸期間を延期することができる。

第二一条 外国投資企業は、地帯の労働力斡旋機関と締結した契約に従つて必要な労働力を採用又は解雇することができる。

外国投資企業は、自由経済貿易地帯外の他の地域にある我が国の技術者、高級技能工を地帯労働力斡旋機関に申請して保障を受けることができ、地帯当局の対外経済部署との合意の下で一部管理人員と特殊な職種の技術者と技能工に対しては、外国人を採用することができる。

第二二条 自由経済貿易地帯内における商品の価格は、販売者と購買者間の合意によつて定めることができる。一部大衆必需品の価格については、国家がこれを定める。

第二三条 自由経済貿易地帯にある貿易港には、貿易船と船員たちは国籍に関係なく自由に入りができる。

第二四条 自由経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、

資材と部分品の加工を地帯外にある我が国の企業所に委託することができる。地帯外において行われる加工額が企業生産額全体の四〇%を超えない場合には、その委託加工は地帯内

第二五条 国家は、自由経済貿易地帯に対して特恵関税制度を実施する。

第二六条 自由経済貿易地帯において次のような商品に対してもは関税を免除する。

- 一 加工輸出を目的として地帯内に持ち込む商品
- 二 生産と経営に必要な物資と生産した輸出商品
- 三 投資家に必要な一定量の事務用品と生活用品
- 四 地帯建設に必要な物資
- 五 通過する他の国の貿易貨物

第二七条 次のような場合には、本法第二六条を適用しない。

- 一 他の国から自由経済貿易地帯内に商品を売るために入つて来る場合
- 二 自由経済貿易地帯内で生産されたか輸入した商品を我が

國の他の地域に売るために持ち出す場合

第二八条 外国投資企業が地帯内において生産した商品を輸出せずに地帯内において販売する場合には、その商品生産に費やされた輸入原料、資材と部分品に対する関税を納めなければ

六 投資家の労働力採用に対して帮助する。

七 土地と建物を賃貸又はその他の形式で譲渡する。

八 建物、構築物、作業場の建設、改築に対して直接又は間接的な奉仕を提供する。

九 この他の地帯に対する投資と開発を促進し、管理運営を改善するための事業を行う。

第三条 対外経済委員会と地帯当局は、投資申請書類を受け付けた日から合作企業、合弁企業は五〇日、外国人企業は八〇日内に企業の創設を承認又は否決に関する決定を行わなければならない。

国家の安全と住民の健康、動植物の成長に害を及ぼす虞れのある対象、国家が定めた環境基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的効果がない対象の投資は、禁止又は制限することができる。

第四条 対外経済委員会と地帯当局は、次のような場合に自己が承認した企業の創設又は営業許可を取消し又は営業を中止させることができる。

一 投資条件に反したとき
二 共和国法に著しく反したとき

第五条 地帯当局は、外国投資企業において働く労働者の技

術技能水準を向上させるため技術人材養成基金を設立し、養成機関を運営する。

第六条 地帯当局は、諮問委員会を組織することができる。

諮問委員会は、地帯当局の代表、当該機関、企業所代表と外国投資家代表により構成され、地帯の開発と管理運営事業を協議し、協力する。

第三章 経済活動条件の保障

第七条 すべての商品は、自由経済貿易地帯内に自由に持ち込まれ、それを貯蔵、保管、加工、組立、分解、選別、包装、修理などを行い、地帯内から国外に持ち出すことができる。

国家の安全及び社会道德生活、住民の健康、動植物の成長などに有害な商品は持ち込むことができない。

第八条 外国投資家は、自由経済貿易地帯内に投資して企業を設立運営することができる。

我が国の機関、企業所、団体も国家の承認の下に自由経済貿易地帯に単独で、又は外国投資家との合弁、合作の形式によつて投資することができる。

第九条 外国投資企業と我が国の機関、企業所、団体は、自由経済貿易地帯内に経済貿易活動のための支社、代理店、出

得られた所得、それに賦与された権利を法的に保護する。

する。

第五条 投資家は、自由経済貿易地帯内において企業管理と經營方法の自由な選択権を保有する。

第六条 自由経済貿易地帯内におけるすべての活動は、この地帯と関連する共和国の法と規定に従う。自由経済貿易地帯と関連する法と規定に規制されない事項については共和国の該当法と規定に準ずる。

第七条 共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、本法に基づき自由経済貿易地帯内で経済貿易活動を行うことができる。

第二章 管理機関の権限と任務

第八条 自由経済貿易地帯の管理機関には、対外経済委員会と地帯当局がこれに含まれる。

対外経済委員会は、自由経済貿易地帯の開発と経済管理運営を委任された中央執行機関であり、地帯当局は現地の執行機関である。

第九条 対外経済委員会は、次のような事業を行う。

一 國家の政策に基づく自由経済貿易地帯の開発と経済管理運営に関する執行対策を樹立する。

二 自由経済貿易地帯の経済管理運営事業を常に掌握し指導

三 下部構造建設部門における総投資額二千万ウォン以上の対象とその他の部門における総投資額一千万ウォン以上の対象に対する審議及び承認。

第一〇条 対外経済委員会は、地帯当局を通じて投資承認申請を受ければ当該投資の対象に応じて国家計画委員会、国家科学院委員会、財政部、国家建設委員会をはじめ関係機関との合意後これを審議し、その結果を地帯当局に通告する。

第一条 地帯当局は、自由経済貿易地帯の開発と経済管理運営事業を組織し、これを執行する。地帯当局は、行政経済部署並びに外国投資と関連する事業を担当する対外経済部署によりつてで構成される。

第一二条 地帯当局は、次のような事業を行う。

一 住民行政、都市経営をはじめとする行政経済事業を行う。

二 社会秩序を維持し、人身と財産を保護する。

三 地帯の開発計画を作成、宣伝、執行する。

四 すべての投資申請を受け付けて、総投資額が下部構造建設部門において二千万ウォンまでの対象とその他の部門において一千万ウォンまでの対象を審議し、承認する。

五 企業登録、営業許可を行う。

当する文書あるいは税関申告書なしに共和国領域外に持ち出すことができる。

負わせる。

第二六条 貴金属は中央銀行の承認を受けなければ共和国領域外に持ち出すことができない。入国時に持ち込んだ貴金属は税関に申告した範囲内で持ち出すことができる。

第二七条 外国投資家は企業運営によって得た利潤とその他所得金を無税で全額を共和国領域外へ送金したり、自己資本を制限なしに移転することができる。

第二八条 外国投資企業で働く外国人が労賃とその他合法的に得た外貨の六〇%までを共和国領域外に送金または持ち出すことができる。

第一条 朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法は、自由経済貿易地帯を創設し、効果的に管理運営して对外経済協力と交流を拡大発展させることに貢献する。

第一章 自由経済貿易地帯法の基本

第四章 制裁

第二九条 外貨管理秩序に違反した者は、情状によって罰金を納めさせ、非法的に取引した外貨と物件は没収する。

第三〇条 外貨管理秩序に反して外貨的に損害を与えた場合は、該当する損害を外貨で補償させることができる。

第三一条 本法に嚴重な違反を犯した機関・企業所・団体の勤務者及び公民には、情状によつては行政的又は刑事的責任を

第三条 国家は、対外経済委員会と自由経済貿易地帯当局を通じて自由経済貿易地帯の開発と管理運営事業を指導する。

第四条 国家は、投資家が自由経済貿易地帯に投資した資本と

四 資本取引

第一二条 対外経済取引に伴う決済は、送金、代金請求、支払委託などの方法で行う。

第一三条 我が国の機関・企業所・団体は収入となる外貨を朝鮮ウォンに代えて自己口座に入れなければならない。

第一四条 外貨有価証券を発行しようとする我が国の機関・企業所は、該当機関の承認を受けなければならない。

第一五条 共和国公民は、外貨を国家が指定した基準内にのみ保有することができ、それを越える額の外貨は、我が銀行に売るか預金しなければならない。

第一六条 外国人が国外から送金されたり、合法的に得た外界を我が国の銀行に預金することができる。

第一七条 銀行は外貨預金に対して秘密を保障し、それに該当する利子を計算する。

第一八条 共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表などの外国機関は貿易銀行に口座を設置しなければならない。

　　外国投資企業は外貨管理機関との合意の下で我が国の銀行にも口座を設置することができる。

第一九条 自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の

承認の下で非居住者間の取引を対象にする業務を専担することができる。

第二〇条 外国投資企業は経営活動に必要な外貨資金を我が国の銀行から貸付を受けることができる。

第二一条 外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関と該当監督統制機関がこれを行う。

　　外貨を利用する機関・企業所・団体は、分期、年間などの外貨財政状態表を外貨管理機関に提出しなければならない。

第三章 外貨の搬出入

第二二条 外貨現金と外貨有価証券、貴金属は、制限なしに我が国に搬入することができる。

第二三条 外貨現金は銀行が発行した外貨交換証明文書あるいは入国時に税関申告書に明記した金額の範囲内でのみ共和国領域外に持ち出すことができる。

第二四条 外貨有価証券は外貨管理機関の承認を受けなければ共和国領域外に持ち出すことはできない。

　　入国時に税関に申告した外貨有価証券は承認なしに持ち出すことができる。

第二五条 事由経済貿易地帯では外貨現金、外貨有価証券に該

第一章 外貨管理法の基本

ければならない。

外貨の売り買い・貯金・預金・抵当などは、外貨為替業務

を担つた銀行を通じてのみ行う。

第一条 朝鮮民主主義人民共和国 外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を不斷に発展させ对外経済関係を拡大・発展させることに資する。

第二条 本法は外貨取引、外国有価証券の発行と外貨現金、有価証券及び貴金属の搬出入に関連した原則と秩序を規制する。

第三条 外貨には転換性のある外国貨幣、国家債権、転換可能な会社債権をはじめ外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性のある預金証書をはじめとする支払い手段その他外貨資金と装飾品でない金・銀・プラチナ及び国際市場において取引される金貨・銀貨などの貴金属がこれに含まれる。

第四条 国家は外貨管理機関を通じて共和国領域内で取引される外貨を章句紙、管理する。

第五条 朝鮮民主主義人民共和国の外國為替業務は、貿易銀行が専ら担当する。他の銀行も外貨管理機関の承認を受ければ、外国為替業務を行うことができる。

第六条 朝鮮民主主義人民共和国の領域内では、外貨現金流通させることはできない。

外貨現金を使用する場合は、朝鮮ウォンに代えて使用しな

朝鮮民主主義人民共和国の外国人投資関連法制定とその問題点(二・完)

同志社法学 四七卷五号

六九 (一二七三)

第七条 朝鮮ウォンの国内の為替時価は、外貨管理機関がこれを定める。

第八条 我が国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関がこれを定める。外貨管理機関からの承認を受け定めた外貨でない他の外貨をもつて決済することができる。

第九条 朝鮮民主主義人民共和国 領域内において合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。

第十条 本法は外貨を利用する我が国の機関・企業所・団体及び公民に対して適用される。共和国領域内で外貨を利用する外国機関・外国投資企業・外国投資家・外国人と共和国領域外で居住する朝鮮同胞にも、本法が適用される。

第二章 外貨の利用

第一条 外貨は次のような取引に利用することができる。

一 貿易契約と支払い協定に伴う取引

二 貿易外の取引

三 銀行における朝鮮ウォンの売買取引

の月の一五日内に外貨為替管理機関に提出しなければならない。

第二八条 外国投資銀行は、次のように優遇される。

営業期間が一〇年以上の場合、利益が発生した初年には、企業所得税を免除し、その翌の二年間は五〇%範囲内で（税務額を 訳者挿入）軽減させることができる。我が国の銀行と企業に有利な条件に貸付で得た所得収入にたいしては取引税を免除する。

非居住者間の取引業務を通じて得た所得にたいしては、税金の免除もしくは、低率の税金を納めさせ、預金支払い準備金を置かない。

銀行を経営して得た所得と銀行を精算して残った資金は、共和国の外貨管理に関連した法と規定にしたがつて国外に無税で送金することができる。

第五章 制裁及び紛争解決

第二九条 外国投資銀行は、次のような場合に罰金を払う。

承認なく責任者あるいは、副責任者を交替したり、銀行の場所を変更したとき

予備基金を法の定めたとおりの規模で積み立てなかつたと

業務検閲を妨害したり、検閲に支障を与えたとき
定期報告文書を定めた期間内に提出せず、事実と合わない
ように作成して提出したとき

第三〇条 外国投資銀行が承認された業種外の業務を行つた場合、ならびに承認なく基本契約を修正したり登録資本金と運

當資金を増資したり減資した場合には、営業を中止させることができる。

第三一条 銀行設立申請者が営業許可を受けた日から一〇カ月内に銀行業務を開始しない場合は、銀行設立承認を取消すことができる。

第三二条 銀行業務に関連して意見の相違が発生したときは、協議方法により解決する。協議方法によつて解決することができない場合は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起してこれを解決する。

L ○ 外貨管理法

転換性外貨で保有しなければならない。

第一九条 営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立の承認を受けた日から三〇日以内に一次払い込み金と運営

資金を中央銀行が指定する銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。

第二〇条 外国投資銀行は、自己資本金を債務保証に、又は負担債務額の5%以上に該当する規模を保有しなければならない。

第二一条 合弁銀行と外国銀行は、予備基金を登録資金の二五%に達するまで毎年年間決算利益金の中から5%を積み立てなければならない。予備基金は、決算によって生じた損失金を補償したり、資本金を増やすときにのみ使用される。

第二二条 外国投資銀行は、賞金基金(※年間ボーナス金)、文化厚生基金、技術発展基金など必要な基金を積み立てることができる。基金の種類と積み立ての比率は、外国投資銀行がこれを定める。

第四章 外国投資銀行の業務及び決算

第二三条 外国投資銀行は、次のような業務の一部又は全部を行ふことができる。

外国人投資企業と外国企業、外国人の外貨預金

為替貸付、当座預金残高超過支払い業務、外貨手形割引

外貨債務及び契約義務履行にたいする保証

貨幣送金

輸出入物資代金決済

非居住者間の取引業務

外貨有価証券の売買

信託業務

信用調査及び相当業務

その他業務

第二四条 外国投資銀行は、ひとつ的企业にたいして自己資本金の二五%を超過する金額を貸し付けることはできない。

第二五条 外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を開け、預金支払い準備金を払い込まなければならない。

第二六条 外国投資銀行の決算年度は、一月一日から一二月三一日までとする。年間決算は、翌年の二月内とする。

第二七条 外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間財政状態表と損益計算書を年間業務決算の終了日から三〇日内に分期財政情状表と必要な業務統計を次期の分期の最初

情況表、營業許可証写本、外國為替業務承認文書などを添付しなければならない。

第一一条 外國銀行の支店設立については、本店がこれを申請する。外國銀行本店は、銀行設立申請書に本店の基本規約、年次報告書、財政状況表、損益計算書と本店の營業許可書写本、支店の稅務及び債務にたいして責任を負うという保証書、支店の経済打算書、銀行管理役員名簿、外國為替業務承認文書の写本などを添付しなければならない。

第二条 中央銀行は、銀行設立申請書を受け付けた日から五〇日以内に銀行設立の承認に関する可否を決定しなければならない。

第三条 銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認を受けた日から三〇日以内に銀行所在地の道（直轄市）行政經濟委員会に銀行設立の登録をおこない、營業許可書を受け、營業を許可された日から二〇日以内に所在地の財政機關に稅務登録を行わなければならない。

第四条 外國投資銀行は、承認された營業期間の満了、銀行の統合、支払い能力の不足、契約業務の不履行、自然災害などの事由により營業を継続することができない場合は、解散する。この場合、三〇日以前に中央銀行に申請して解散承認

を受け、精算委員会の監督下において精算が終了すれば、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。

第五条 外國投資銀行は營業期間満了後も、銀行業務を継続を希望する場合は、終了前六カ月前に中央銀行に申請して營業時間延長の承認を受けなければならない。

第六条 外國投資銀行は、基本契約を修正したり、銀行を統合・分離し、登録資本金と運営資金、營業場所を変更して業種の増減、または責任者と副責任者を交替する場合は、三〇日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更の手続をしなければならない。

第七条 外國投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下で投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合弁銀行の出資者間で合意が成立しなければならない。

第三章 外國投資銀行の資本金と積立金

第八条 合弁銀行と外國銀行は、登録資本金を朝鮮ウォンで三千万以上に該当する転換性外貨で一次払い込み資本金を登録資本金の五〇%以上保有しなければならない。外國銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォンで八百万ウォン以上に該当する

〔付 錄〕

K ○ 外国投資銀行法

(最高人民會議常設会議 一九九三・一一・二四 決定四二号)

第六条 外国投資銀行に対する監督統制については、中央銀行機関と外国為替管理機構がこれを行う。

第七条 共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、本法の定めるところにより共和国の領域内に投資し、銀行を設立することができる。

第一章 外国投資銀行法の基本

第一条 朝鮮民主主義人民共和国 外国投資銀行法は、世界各国間の金融分野における協調を拡大し、発展させるのに資する。

第二条 外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立し、運営することができる。外国投資銀行には、合弁銀行、外国銀行、外国銀行支店などがこれに属する。外国銀行と外国銀行支店は、自由経済貿易地帯においてのみ、その設立が許される。

第三条 外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、經營活動において独自性を保持する。

第四条 国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利と利益を保護する。

第五条 外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国

第八条 共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行の名称、責任者の姓名、略歴、登録資本金、払い込み資本金、運営資金、出資比率、業務内容などを明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。

第九条 合弁銀行の設立については、合弁当事者がこれを申請する。合弁当事者は、銀行設立申請時に基本規約、経済打算書（※バランスシート）、合弁契約書、銀行管理役員名簿、外國為替業務、承認文件（※承認に関する文書類）の写本、投資家の営業許可書などを添付しなければならない。

第一〇条 外国銀行設立については、外国投資家がこれを申請する。外国投資家は、銀行設立申請書に基本規約、経済打算書（※バランスシート）、銀行管理役員名簿、投資家の財政

- (26) 張君三訳 前掲書 一二三四・一二二五頁
- (27) 張君三訳 前掲書 一二二〇頁
- (28) 張君三訳 前掲書 共和国社会主義憲法（九二二年）の項 四頁
- (29) 張君三訳 前掲書 一二三六頁
- (30) 張君三訳 前掲書 一二三六頁
- (31) 張君三訳 前掲書 一二三六頁
- (32) 張君三訳 前掲書 一二二頁
- (33) 国民防諜研究所 北韓用語大百科 五九二二頁
- (34) 張君三訳 前掲書 一二三六頁
- (35) 韓国法制研究院 前掲書 一九八頁
- (36) 張君三訳 前掲書 一二三六・一二三七頁
- (37) 対外開放はすでに共和国の政策基調として根を下ろしたと見られる。“金正日はやはり傀儡にすぎない” 選択九五年八月号
- (38) 内外通信社 内外通信九六〇号E2
- (39) 内外通信社 前掲書九〇六号E4資料に依る

しかしチユチエ思想に因る自立経済原則と開放経済政策との葛藤がどのように外国投資企業の導入と運営に影響するかが注目される。

(16) 韓国法制研究院 前掲書 一五五頁

(17) 韓国法制研究院 前掲書 卷末資料 三六四頁

(18) 外国人投資法 第一四条二項参照

(19) 関連法規は外国人投資企業 労働規定の事を指すようだが、『建物の譲渡に関連した法』とは、具体的に何を指しているのか明確でない。建物管理機関、労働斡旋機関とは具体的に何を指しているのかも分からない。

(20) 共和国政府は四九年当時から外国との通商のための法律を制定した。当時の外国向けの開港した港は、新義州、南浦、元山、興南、城津、清津、羅津の七港である（開港に関する決定書、四九年一〇月三日 内閣決定一四三号）張君三訳 前掲書 一二三〇八頁

自由貿易港 規定の他に同年一〇月三日に内閣決定第一四三号に『外国通商を行うための港に関する規定（同一二三〇九頁）、港埠頭事業に関する規定（四九年一二月二三日 交通省 規則第五号 全体で四四条）（同、一三一一頁）港監督事業に関する規定（七八年九月一五日 全体で一二三条）（同一二三一〇頁）。海事監督規定（七八年九月一五日 内閣決定五一号）（同一二三三〇頁）などがある

なお自由貿易港 規定の根底に以上に挙げた法律を参考にしたかどうかについては定かに分からぬが、それぞれの条文を比較対照してみると、類似点が多く発見できる。

(21) 韓国法制研究院 前掲書 一六三頁

これに関連する法令としては『港事業監督に関する規定』第二章の、港の往来する船に対する秩序 のところで既に明確な規定を行つてゐる

(22) 共和国の関税規定を見ないとなんとも言えない。これだけで十分な内容とはならない

(23) 西尾 昭 北朝鮮の憲法と法制 同志社法学一二三六号参照

(24) ぎょうせい出版 中華人民共和国 六法② 二三二一五頁及び二三三一八頁

(25) 張君三訳 前掲書 一二三二一頁

金淳泰 南北経済交流と将来 架け橋九五年八・九月号

(8) 自由経済貿易地帯は、共和国首都・平壤からそう遠くない場所にある。人口密度が極めて希薄な上、交通不便。さらには水道・通信・電気などインフラすら不備な状況の共和国である。労働力の現地調達も困難な上、原料生産地や商品市場が近くにあるわけでもない。ただ、ロシア、中国、モンゴルなどを含め交通的に三角地帯を形成している条件を考慮して当地を選定したと言われる。

(9) ノンビザ制度の実施に踏まえ、自由経済貿易地帯と共和国の他の地域とが隣接しているため、フェンス工事を本格的に進めている。(朝鮮問題研究所 月刊朝鮮資料 一二〇頁)。

(10) 朝鮮問題研究所 前掲書 一六頁

(11) 朝鮮問題研究所 前掲書 一八頁

(12) 朝鮮問題研究所 前掲書 二〇頁

(13) 一般の地方行政機関というよりも、一種の特別行政機関乃至中央行政機関の直属機関のようである。共和国政府当局が自由経済貿易機関を直轄市に指定したのは九一年一二月であるが、政務院に成り代わって行政機能を代行させたり、各種の手続きをはじめ諸般行政サービスを迅速に行わせるために当地を直轄市する目的があつたからである。ちなみに、これは九三年九月二十四日中央人民委員会における政令として発表された。

(14) 『……当局は次の場合、自己」が承認した企業の創設又は営業を中止させることができる（一四条』となつてている。文言の解釈が難しい。創設という場合、新たに企業を当地に設置することを意味するならば、本法の文言が『当局が既に創設を許可した企業であつても、その営業を中止する場合』となるべきではないだろうか。原文のまま読み解釈する限り、共和国政府が創設を許した企業が別の企業を創設する場合……次の項目に当てはまる場合、その営業をなすことを得ず』という意味なのか、本法の条文の意味がよく分からぬ。

(15) 本法が制定された当時は、共和国には税関法がなかつた。実際には、九三年一一月一七日 最高人民会議 常設会議決定により採択され、同年一二月一〇日 同会議 第九期 第六次会議において法令として承認された。

、)に共和国の主要貿易港の施設現況について前頁に紹介して置く。⁽³⁹⁾

(1) 現在のところ、本旨に沿つた合弁企業としての銀行の実在を紹介すると、次の三つの程度である。

イ 朝鮮ラグウォン金融・合弁会社

現在地 平壤

設立目的 共和国合弁会社及び貿易会社、外国企業などに対する投資、貸付などに加え交際金融などを専門的に行うこと。

ロ 朝鮮合弁銀行

現在地 平壤 Telex; 360001KJKBKP Tel: 33052

目的 共和国にある合弁事業を財政的に支援し、合弁会社間の精算取引・果実送金など対内外の決済業務を主に行うなどの国際金融機関の役割をすること。

ハ 高麗商業銀行

現在地 不明

目的 民族統一ファンドという公債を発行し、在米朝鮮人に對して対共和国への投資を誘致すること。

以上 國土統一院 南北經濟交流協力案内 二一一〇二二二頁

(2) 韓國法制定院 北韓の外国人投資法制 一三四頁

(3) 학민社編 南北韓の交流・協力関連法令 に記載された 外貨管理法施行規定第四条による

(4) 鄭敬謨・崔達坤編 張君三訳 朝鮮民主主義人民共和国主要法令集 合弁法 八五六頁

(5) 학민社編 前掲書 二〇三頁

(6) これに關連してまず自由經濟貿易地帶法第三三条 外国人投資企業および税金法第一四条一項などに個人所得税免除に関する特別措置のことが記載されている。

(7) 推計によれば韓国の九四年の対共和国貿易量は二億二八〇〇万ドルである。

区分	港名	荷役能力(万トン)	接岸能力(万トン)	埠頭延長	水深
東海岸	羅津港	300	1.5	2515m	11m
	先鋒港	200~300	0.5	455m	7m
	清津港	800	2.0	2138m	10m
	興南港	400	2.0	1630m	11m
	元山港	170	1.0	3166m	7m
西海岸	南浦港	750	2.0	1891m	12m
	海州港	240	1.0	1350m	10m
	松林港	100	1.5	900m	11m

共和国の輸送手段として、鉄道輸送が八六%、陸路輸送が一二%、海上輸送がやつと二%程度のことである。その上共和国の港湾施設は、二万トン以上の貨物船が接岸することができず、そのためには共和国に米を運送する船が三〇〇〇トンそこことくなっている。工業施設も、港湾施設にしても、日本支配時代のままの設備を使用しており、解放後目立った港湾の補修工事をあまりしていないことも判明した。当然工業や産業面での立ち遅れることになる。

いま共和国政府は東西海岸を中心に港の拡張・補修工事に必死となつており、経済特区となつてゐる羅津・先鋒の場合、現在年間三〇〇万トンの荷役能力を二〇一〇年まで七〇〇〇万トンに増加させるという計画の下で三段階に区分して事業を推進しているというが韓国内外通信の知らせで解つた。

まず、第一段階として九五年まで既存施設の現代化を図り、四号埠頭を建設して荷役能力を一〇〇〇万トンまで伸ばし、二段階には二〇〇〇年まで五号埠頭を建設、三段階に二九五〇mの国際的規模のコンテナー港を建設する予定だそうである。

西海岸（黄海）の南浦港の場合、九四年九月から大掛かりな港湾設備を整備し、清津港は現在八〇〇万トンの荷役能力を二〇〇〇万トンに、先鋒港は現在二〇〇万トンの荷役能力を一〇〇〇万トンに拡張するなどの計画を共和国政府が発表した。

職業同盟が法制上あるいは政策的に経営活動に影響力を行使することになつてゐるが、これはフェアなやり方ではない。

さらに共和国は慢性的外貨不足に見舞われている現状である。

共和国が国際為替を集中的管理体制下に置いている状況は、共和国の主張はともかく、共和国が開発途上の国家であることの何よりの証拠である。

目立つたところで官民共に任意に外貨を使用することは違法行為であり、特に共和国が海外輸出禁止政策を実施しているため、企業が製品輸出によらず共和国内需販売によつて得た利潤を外貨に交換することを期待することは難しい。

また輸出にしても外債支払延滞によりECよりデフォルト宣告を受け、対歐州輸出の道が閉ざされ、その他の主要先進国家からも輸入を期待することが難しいのが現状である。それによしんば外国からの投資を共和国が取り入れることになつたとしても、輸出製品の積み出しをどうするか、つまり港湾設備のほうがどうなつてゐるのかに關しても予備知識として持つていなければならない。

これについて最近韓国の情報はタイムリーに伝えている。⁽³⁸⁾

日本のマスコミが伝えるように、韓国は共和国向けに韓国船籍『シ・アペックス号』が一〇〇〇トンを積載して共和国の清津港に入港したのは、九五年の六月二五日であつた。同船が韓国に帰つたのは、六月三〇日のことであるが、その当時にこのようなことがあつた。清津と言えば、共和国が誇る最大の港である。

次に朝鮮半島の南北関係の微妙さが外国人投資関連法に投影していることである。だれの目にも韓国が共和国に経済的に優越しているように映るし、また事実そうである。共和国は韓国のこと日本やアメリカの買弁資本を取り入れて『植民地』さながらの経済を維持している『アメリカ帝国主義の植民地』だと罵倒した歴史があるが、その後韓国経済は買弁であろうとなんであろうと、事実発展の一途を辿り今日の状況にある。その韓国が共和国へ経済援助を申し出ているのである。しかし、偉大な思想がそれを遮ることになるのである。

韓国が『偉大な主体思想に共鳴して』共和国への投資に参加してくれるならば、話が変わるが、そこまでして共和国に対して投資をしなければならない理由はない。この問題を共和国はどう考えているかである。

問題は共和国の外国人投資関連法の中に韓国企業を組み入れて、共和国の経済にてこ入れをすればいいのだが、國家としての面子をどう保持するかである。宿敵・韓国よりも社会制度的に、経済的に優越していると公言している共和国にしてである。

三つ目には、投資にかかる問題点を詳細に分析して行くと、つぎのことが分かるのである。まず共和国では、資源配分が国家の計画経済構造のもとに実施され、共和国内における原資材その他の物資購入、製品販売などが共和国の貿易機関を通じて行われているため、合理的な営業活動を目指す企業にとつては大きな支障を来していることである。

つぎに労務管理にしても経済活動にも例外なく国家的干渉が加わっていることである。労働行政機関の労働力配分計画にしたがって採用・解雇などを決めるので、自律的労務管理ができず労働組合に成り代わって政治的性格の強い

おいて物議を醸した核問題処理にも、アメリカや日本そして韓国などが三つ巴となつて努力したというわりには、結果が釈然としない。また、今回日本から共和国に向けて援助米を送つたが、受け取る側の共和国の態度は人民には秘匿一点張りで、日本から送られた事実や韓国から同胞愛によつて送られた米のことを人民には知らせていない。

いまでも『偉大な首領……』である。これではいつまで経つても国際社会から孤立をするばかりである。

そんな国の作った法律のどこまでの遵法性を信じればよいのか、また外国人が投資した所ではたしてその成功率についても国際信義を守ることを約束して外交文書を交わしても問題が生じれば無視するというのが国際社会における認識である。

まして国際社会といつても、頑迷な社会主义社会としか付き合いのない共和国のことである。果たしてどこまで公正にやつて行くことができるのか疑問である。その証拠に外国人投資関連法の諸規定の中に問題となることを捜し求めることができ、仮に共和国が関係諸国から問題点の指摘を受けてもまともに取り合うことはなく、市場開放政策に踏み切ることには先輩国・中国の法律を模倣しながらも、経済特別地域を視察して帰つた共和国政府は、中国のことを見判した過去があつた。

要するに国際社会の常識に反することを平気にやつてのけるが、共和国の現在である。以上のような姿勢で以前の合弁法を整備し、新しく合弁法やその他投資関連法を部分的に修正して発表した。関連国家との主要争点からは常に目を逸らし、従来から維持してきた態度を固守し、結果外国人企業の営業許容範囲を自由経済貿易地帯内に限つて、合弁企業や外国人企業による投資を制限し、合作企業を主とした投資誘致政策を展開している。

に回付するように提起することができる（四七条）。

4 さらに本規定執行に関連して意見上の相違が発生した場合には、当事者が協議し解決する（四八条）が、紛争事件に際しては仲裁機関または裁判所においてこれを審議し解決する（四八条）。

※聞き馴れない罰金のことがここでは触れられている。

従来の考え方からすれば、労働法違反者の処罰問題は、共和国の刑法に基づいて審議し解決することになっているが、本法ではこのことに関係なく法の規定を行っている点で疑問が生じる。

たとえ外国人企業に勤務する労働者であつても、実質的には共和国公民である。法に反する行為が行われた場合、共和国国内法に抵触することがほんとうにないのかどうかである。

いずれにしても、本法に見られた罰金刑だけの設定に終わったことは、本法の特異性を表している。

一七 総 括

今まで検討した共和国の外国人投資関連法に関する問題点を整理するが、まず、法制的側面での問題点について見る。

共和国政府が会弁法（八五年）を公布して制限的ながらも開放政策に踏み切ることに決定し、外国人投資関連法を発表、国際社会に対して以前からの頑な態度から柔軟な姿勢を見せ始めた。⁽³⁷⁾ 経済問題もさることながら一時国際社会に

2 保険及び保障に関する規定は、共和国の社会主義労働法に従う（四〇条）。

3 保険及び保障による惠沢は、社会主義保険基金によつて保障され、社会保険基金は従業員の給与の中から積み立てられる（四一条）。

4 従業員は厚生施設を使用することができる（四二一条）。

5 外国人企業は、社会保険料の納入及び社会保険料の支出について企業が所在する社会保険機関や職業同盟組織からの監督を受ける（四三条）。

これらに関連する法律を紹介すれば

共和国の社会主義憲法の労働に関する条文（七一条と七二一条）及び革命家、国家に功のある者に対する保護（七五条）、託児所設置に関する法律としては子供教養法七六条にある。なお、社会主義労働法規定によれば、福祉システムがあるとのこと（六九条、七〇条、七一条、七二一条）である。

第七章 制裁及び紛争解決

- 1 外国人企業が共和国の規定に反して共和国の労働者を解雇した場合には、罰金を課せられる（四五条）。
- 2 労働行政機関から労働安全施設・産業衛生設備を設けなかつたためその是正を促されたにもかかわらず外国人企業がこれに従わなかつた場合、営業停止又は罰金を課せられる（四六条）。

3 外国人企業が当局からの以上の措置が不当だと判断した場合には、罰金通知書の受領後一五日以内に上級機関

第五章 労働保護

1 安全を期する設備完備及び労働に際した厚生設備の具備（三四条）。

2 労働について安全性を従業員に教育すること、その期間は一～二週間（三五条）。

3 厚生設備及び肉体上の安全に期し、産前産後の休暇を与えること（三六条）。

4 労働保護用具、作業上の必需品、栄養食料品などの労働保護物資を隨時に与えること（三七条一項）、その場合共和国労働基準法規準じて行うこと（三七条二項）。

（※これは非常に珍しい項目として注目に値する。）

5 作業中の死亡、負傷、中毒などの重大事故発生の場合、監督機関からの監督ないし統制を受けなければならぬい（三八条）。

※ 参考までにこれらに関連する法の条項を紹介しておきたい。

共和国の社会主義労働法の五五、五六、五七、五九、六〇、六一条に参照されたい。以上の法条項がこれらに関連して規定されたことがすぐに分かる。⁽³⁶⁾

第六章 社会保険及び社会保障

1 外国企業で働く従業員は、社会保険・社会保障の恩恵を受ける（三九条）。なお詳細な規定については、同二九条の項目を参照。

都給制は次の三つに区分される。

单一都給制

累進都給制

工数都給制（※工事に要する労働力の数によつて支払われる制度）
さて外国人企業が果たすべき労働報酬について見ることにする。

- (1) 外国人企業の従業員の場合、基本的に二二一〇ウォン（自由経済貿易地帯では一六〇ウォン）が最低ボーダーライン（二六条）。さらに重労働の場合は、割増となつていて、
ここでも社会主義労働法に規定した生活等級制度が採用されることになる（二六条二項）。
- (2) 外国人企業の過失により共和国労働者が働くことができなかつた場合、日給あるいは時間給の六〇%に当たる補助金を支払うことが要される（二九条）。
- (3) 時間外労働に対して『公休日に仕事をさせたり、代替休暇を与えなかつたり、労働時間を延長して作業をさせたり、夜間労働を強いた場合、日給又は時間給の五〇%に当たる加給金を支払わなければならぬ（三〇条）。またここでいう夜間労働とは、二二一時から翌日の朝六時までの労働のことを指し、
(4) その場合日給または時間給の一〇〇%に当たる加給金を支払わなければならぬ（三一条）、模範的従業員には賞金を支給しなければならない（三三三条）。

これは資本主義の残滓的思想に影響されたと、当局から指弾の矢が飛んでくることになる。聞くところでは、一部の貯蓄が認められているけれども、資本主義社会において一般化された常識での貯蓄はないのが現状だという。

共和国では労働賃金のことを、『生活費』という巧みな表現を使っているが、その理由は、賃金とは資本主義社会における商品的性格を帯びた労働力の代価を指し、『労働者の創造的労働によつてなされた社会生産物の一部として勤労者の労働の結果に対し支払われる労働の報酬形態』⁽³²⁾の意味をなさないからだという。

今まで共和国で採用してきたのは、生活費等級制⁽³³⁾である。

この制度は、四八年一二月二七日に発表となつた『労働者賃金適用に関する内閣決定第一九六号』によつて採択されたものであつて、労働者の賃金を『国家が制定した生活費等級制と生活費支払い原則に基づいて労働者・事務員・協同組合員』などに適用してきただのである。⁽³⁴⁾

参考までに生活等級制度について簡単に紹介する。

都給制……生産職場及び企業所

生活等級制度……定額支給制……事務員に

追加的形態での加給金・償金・奨励金制度⁽³⁵⁾

なお、加給金、償金、奨励金などは生産計画の実行、製品の質、設備資材の利用などの面から評価して、眞面目な労働者に対して支払われるボーナス的なものである。（※都給制 労度時間に関係なく一定な時間または期間に労働者が行つた作業量または生産量によつて計算される賃金制度のこと）

それが本章で述べる諸規定である。

(1) 外国企業の査定義務

①従業員の技術技能の水準を決め、共和国労働法に定めにある級数を査定する（二〇条）、②そのため技能工養成のための養成所または養成班の組織運営すること（二一条）、③本目的を達成させるため、自由経済貿易地帯當局は、外国企業に対して技術人材を目的とする養成機関を設置し、運営することを助ける（二二一条）

(2) 外国企業の従業員の労働日数及び労働時間

日数は週に六日、労働時間は一日に八時間とし、労働の難易度によつては労働時間の短縮も有り得る（二三条）。

※共和国領域内の人民の労働条件に比べて、これは破格的である。一四時間の三分の一を學習に当てるという共和国人民への義務づけはここにはない。

(3) 基本的に共和国が決めた祝祭日は、労働の公休日とする。やむを得ず労働させた場合には、一週間以内に代休を与えること（二五条）。

第四章 労働報酬

共和国では勤労者の労働の質と量に従つて生活費を支給することが、社会主义労働法の建前になつてていることから、社会主義的労働報酬体系を採用⁽³¹⁾している。これによれば、国家は一年間に生産された総生産物の中から生産手段の報奨金を控除した残りを人民の個人的消費として配布されているとのことである。当然貯蓄などの考えは成立しない。

ことによつて重労働から人民を解放させるといつた。⁽²⁸⁾

これらの問題を一気に解決することは、共和国政府がいふほど簡単な問題ではないが、共和国政府は、人民にその策を簡単に発表した。

いわば技術革命の論理を発表したのである。

『工業をはじめ人民経済のあらゆる分野において機械化・半自動化・自動化を全面的に実施し、重労働と軽労働との差異、高熱労働と有害労働をなくし、農村経済の工業化・現代化などを実現し、農業労働と工業労働との差異を無くし、農村経済の水利化・電気化（電化の意味）の成果をいつそう確固とさせ、農業労働と工業労働との差異をなくす』⁽²⁹⁾ことを挙げた。

ではその具体的な方法はどこにあるのか、『科学者・技術者・生産者に対して技術革新運動を展開する義務を与え、各職場は創意考察の合理化運動を積極的に奨励し、かれらの案を適時に受け入れて生産に反映させ、国家は彼らに恵沢を与えること』⁽³⁰⁾にあるといふ。これに加えて、共和国政府は工場には工場大学を、農場には農場大学を設置するという多様な教育体系を組み、产学研体制の確立を奨励した。

實に漠然とした話を、まことしやかに伝えてきたのが、現在に至るまでの共和国の企業振興政策であつた。共和国の人民には、自國の工業水準がまだ低い段階だということは言えず、外國企業を共和国領域内に導入することを契機に技術水準を共和国人民の中から選抜された労働者を技能別に区別するのに応用して欲しいとばかりにつぎのように本法に規定した。

合、結婚・妊娠または産前産後の休暇中の場合（一七条）。

(7) 解雇の際の保障条件（一八条及び一九条）

第三章 技能工の養成

技能工の養成は、共和国にとってそれこそ『切迫した問題（差し迫った問題）』である。七八年四月一八日 最高人民会議において故金日成は『……今日我々の前には、思想・技術・文化の三大革命をいつそう力強く展開し、社会主義制度を確固と発展させ、勤労者の生活をより自主的でかつ創造的なものになさしめ、社会主義の崇高な歴史的偉業を輝かしく実現させるために我が人民が労働政策を貫徹することによつて、得られた成果を固着させ、社会主義労働生活において堅持すべき原則と要求を法的に規制しなければなりません^{〔27〕}』と、述べたことがあつた。

社会主義経済発展のためには、技術技能を発展させることが、基本問題であり、共和国はこれを第一義的課題にしきたのである。

共和国政府は、これを解決するために、

- (1) 農村と都會との差異をなくす
- (2) 労働階級と勤労インテリ階級との差異をなくす
- (3) 労働階級（都市労働者）と農民労働の差異をなくす
- (4) 肉体労働と精神労働の差異をなくす

成し、実施しなければならない（二七条）となつてていることからも、このことが裏付けられる。⁽²⁵⁾

問題は外国人労働者と共和国人民の中から採用された労働者との間にどのような相異があるのか、あるとすればどのような点であるのか、などを本法では明確に規定していない。それに本法は、共和国の『社会主義労働法』と抵触する部分はないのかを考慮しなければならないであろう。

社会主義労働法には『国家は国内の労働力源泉を積極的に動員し、後続する労働力を体系的に育成して人民経済の労力需要を計画的に充足させ（二九条）、『国家機関、企業所、社会共同団体は勤労者が創造的知恵と能力を最大限に發揮できるよう適材適所に配置させる（三〇条）。また『工場、企業所、協同農場の労働力を任意に他に動員することを禁ずる（三五⁽²⁶⁾条）などの規定がある。ここに注目しない訳にはいかない。なぜならば、現実的には労働党に対して忠誠度の高い者を順番に外国企業に採用させることを共和国政府は当然目論むであろうし、またその方向で労働力の採用ないし解雇が進められるものと、考えるのが当然の帰結である。

(4) 解雇要件 ①職業病・公傷でない病気または負傷後に職業に専念できない場合。②企業経営上の変更により余剰労働力が発生した場合。③企業破産の場合。④従業員が企業に対して莫大な損失または労働規律に反した場合（一五条）。

(5) 辞職の提起 ①やむを得ない事情発生の場合。②専門に合わず技能技術を發揮できない場合。③学校で学習を継続したい場合（一六条）。

(6) 解雇できない場合 ①職業病に罹り、まだ治療中の場合。②病後六ヶ月間の加療中の場合。③女性従業員の場

共和国住民の現実があるからである。

(5) 厚生・保険・労働組合への加入

保険・社会保障への加入による共和国の恩恵にあずかることが必要（八条）。共和国の労働組合への加入の義務（九条一項）、外国人企業は労働契約文書の企業所在地の労働行政機関に提出の義務（九条四項）、労働に関する監督・統制は労働行政機関が行う（一〇条）。

第二章 労働力の採用・解雇

- (1) 基本　外国人企業は、企業運営に必要な労働力に関する具体的な資料を具備して労働力斡旋機関と契約を結ぶ（一一条）。
 - (2) 労働力斡旋機関　企業所所在地の中で労働力を確保し、特種技能を要する者の採用の場合、他の地域から充当する（一二条一項）。
 - (3) 共和国企業所を母体にする企業　共和国企業所の労働者の中から労働力の採用が基本（一三条）。
- ※共和国では労働力を国家の重要な資源の一つとして統一的に管理している。例えば『国家がすべての都市と農村から労働資源を動員・利用し、社会的労働を合理的に組織することは、國家の労働資源を余すところなく動員して労働者の創造的熱意と才能を積極的に発揚させ、常に高い生産率を保障するための重要な担保である（二五条、一部組み替え』や、また『国家は国の労働力源泉と需要の細部に至るまで正確に相俟つた現実的で動員的な労働計画を作成する』。

第五章 労働報酬（二六条～三三条）

第六章 労働保護（三四条～三八条）

第七章 社会保険・社会保障（三九条～四四条）

第八章 制裁と紛争解決（四五条～四八条）

第一章 一般規定

- (1) 立法目的 外国人投資企業（以下、外国人企業）に必要な労働力の保障及び従業員の労働生活上の権利と利益を保護すること（一条）。
- (2) 本法に適用される共和国法は、共和国労働法規（二条）。
- (3) 本法の対象となる企業 外国投資企業と外国企業（三条）。
- (4) 労働力の採用 共和国の労働力の中から（四条）特種技能工、外国人管理者の採用の場合、政務院 対外経済委員会の合意が必要（四条二項）で、外国人企業に採用された共和国公民の労働者は、自然災害などの不可抗力以外に動員しない（五条）。

※五条のもつ意味は極めて大きい。共和国労働者の場合、八時間労働、八時間学習、八時間休息の原則があり、五條にあるように生産的労働にのみに専念できることは、外国人企業に採用される労働者にとって僥倖となるであろう。『自然災害以外に』の表現を見逃すことができない、これには軍事教練、各種の群衆大会などに隨時動員されてきた

わされた契約に則り管理人員を決め、特殊な職種の技術者・技能工の場合は政務院対外経済機関との合意の下で採用する（同法二六条）という部分である。本法の文言通りだと、『外国人企業は共和国の労働法及び外国投資企業に適用される労働規定によつて労働力を管理し、利用しなければならない（同法二七条）』ということである。

合弁・合作を共和国より早く国内に取り入れた中国の場合とは内容的にかなりの部分にわたり異なつてゐる印象を受ける。

参考までに本法と中華人民共和国の『中外合資經營企業 労働管理規定（八〇年七月二六日公布）』や『中外合資經營企業労働管理規定 実施規則（八四年一月一九日公布⁽²⁴⁾）』などとに照合して見ることを勧めたい。

本法を通じてみる共和国の姿勢には、共和国が最大限の努力を払つて外国企業を導入し、外国企業に採用された労働者を使ってできるだけ多くの外貨を稼ぐという意図以外はつきりと感じられるものはない。

2 内容

外国投資企業労働規定（九三年一二月三〇日 政務院決定により承認）

第一章 一般規定（一条～一〇条）

第二章 労働力の採用・解雇（一一条～一九条）

第三章 技能工の養成（二〇条～二二条）

第四章 労働時間と休息（二三三条～二五五条）

の施行細則一二条などの規定があつたが、外国人投資家にとつて、これらの合弁法の規定と国内法との関連がどうなつてゐるか、また外国人の場合、共和国内法と合弁法の労働規定のいづれが優先して適用されるのかなどについて不明であつた。

その点を顧みたのか、九二年の改正合弁法施行細則のなかに一〇項目にわたる条文を追加し、外国人投資家にとつて分かりやすい形で紹介し、引き続き外国人投資法、合作法、外国人企業法のなかで外国人労働者に対する法の規定を共和国政府は行つたが、いすれも内容的にまとまつたものと、判断するには程遠い、散発的なものであつた。思うに、これら一連の法だけで外国人企業ないし企業家に共和国政府の姿勢に理解を求めるることは無理だと判断したのだろうか、九三年一二月三〇日に政務院決定 第八〇号として『外国投資企業労働規定』を制定し、公布した。

本法の詳細について検討する前に、本法の特徴的なところと、問題となる虞のある部分をまず指摘する。

共和国政府は過去に発表した投資関連法に見られる散発的な部分を、本法では内容的にまとまりのあるように整理し、外国人投資家あるいは外国人企業に対して具体的に説明しようとしている姿勢が見られるのは評価してよい部分であるが、問題は相対立する体制の中で生きてきた労働者同士を共和国の国内事情に適合させるよう法的措置を取つたことである。これは本法のなかで共和国政府が外国人労働者に対して共和国の職業同盟に加盟を義務づけていることを指すものである。

次の問題点は、労働力は共和国人民の中から採用することを義務づけ、また、外国人企業と共和国政府間に取り交

1 概 観

既に述べてきたように、共和国政府は外国企業に対し、形式が合作であれ、合弁であれ、あるいは個人投資であれ、企業誘致に精を出している。

問題は、外国人企業がいかにして共和国の国内で労働力を獲得するか、また共和国はそれに対してどのような対応を示すかにある。

過去に制定された共和国の労働法（正式には社会主義労働法）があるとはいえ、それをもつて外国人労働者を規制することは、異なった社会体制のなかで生きてきた自由主義陣営の労働者を律することであり、それ自体法理論的に不自然である。

ここに最大の関心事が潜んでいる。これまでの共和国政府が発表した一連の投資関連法を紹介していく過程において外国人労働問題の認識が向後紹介していく共和国の外国人投資関連法を深く理解をするうえで役に立つと思うものである。

共和国政府は、七八年四月一八日の最高人民会議において社会主義労働法を採択し、また、同年八月二五日には中央人民委員会の政令という形式で労働規律規定を採択し、さらには八七年の共和国刑法の中でも労働に関連した犯罪規定を行つた。

八四年当時発表した合弁法の中でも既に紹介したように、合弁会社の労務管理に関する規定（同法一六条）や同法

投資企業と事業を行うことができる（二二一条）。

⑤ 港機関は港の管理運営のための港連合委員会を組織することができる（二三三条）。港湾では当該の港及び海底に関する調査・研究・観測又は環境を破壊する行為、港の出入及び利用秩序に反する行為などは禁止する（二四条）

第四章 制裁及び紛争解決

ここでは制裁に関して三カ条、紛争解決に関して一カ条の規定がある。

制裁についての規定が一二五条に、港監督機関の権限と当局に対する義務が一二六条に違反行為に対する刑事责任の項目が一二七条にある。

（※刑事责任については、刑法、刑事訴訟法などによつて处罚規定が実現される。なお、共和国には類推による法の適用の条項があり、共和国の刑法学者の見解では、刑事政策を正しく行うために類推規定を適用していると、金日成総合大学教授は言うが、このような制度⁽²³⁾の下では外国人の違反行為が実際にどの種類のものであり、またどの内容の处罚規定が適用されるのか予測がつかない。）

なお紛争解決に関する規定は、特別に取り立てて紹介することはないので、本稿では省略する。

一六 外国投資企業労働規定

ることのできる文書などの提出すること（一〇条）。

船舶の出入りする場合は、港事業監督機関から水先案内を受けること（一三条一項）やそれに関連する規定について（一三条二項）の規定がある。

なお、共和国港に入港する際は、共和国国旗の掲揚の義務あり（一一条）。

（※これは九五年に共和国へ米を運搬した韓国船に対して共和国政府がこの義務を押し付けたことから物議を醸すという一幕があった。外国籍船舶に対してこのような法規定を押し付けることは、国際儀礼に反する事であるばかりか、共和国自身が国際慣例に対する理解度の極めて低いことを例証するものである。）

油、輸送船、ガス輸送船など危険物を積んだ船の場合、特別地域に停泊する（一四条）

第三章 港の利用

- ① 利用のための必要条件・一五条及び一六条。
- ② 利用のための守るべき義務・一七条。なお、貨物扱いは一〇日に限る。
- ③ 貨物の積み降ろしの順位・腐敗又は変質しやすいものから（一八条）、なおその際に発生した事項の責任は船主が取る（一九条）。
- ④ 共和国の当該機関における機能・役割

港を利用する外国人に対して船主、貨物主などの代理事業を行う代理人機関を設置し、港湾に当該機関又は外国人

し、港水域とは船舶の出入港水路、仮停泊地などのある水域がこれに属する（二条）⁽²²⁾

③ 活動及びその主体

船舶の取り扱い、貨物作業、貨物保管などの経済活動。水先案内、貨物の積み降ろし、貨物の運搬、再包装などの事業は、港管理運営機関が、港仮運営機関に支障を来すような沈没した船の貨物を船（の処理）又は港内の制度を秩序を樹立する事業などは、港事業監督機関がこれを行う（五条）

④ 外国人投資家の企業創設の手続

外国人投資の創設し、埠頭・倉庫・船舶修理場などを運営することができ、この場合当該手続きを経なければならない（六条）（※これは設置手続きにおいて港機関と外国人企業との間での合意義務の事項を追加した。）

⑤ 港に出入りする船舶の義務

港に出入りする船、船員、旅客、貨物などは国境の通行検査、税関検査、衛生検疫などの検査を受け、中継貿易貨物については当局がその必要を認めた場合に行われる（七条）。七条の規定に拘束されない事項については、共和国の当該法規定に従う。（八条）

第二章 港の出入

原則として共和国当局が指定した陸上の出入口と出入港水路を通じること。その場合港事業監督機関発行の出入証明が必要で、入出港の場合船主、又は船長は船の技術資料、積み降ろしの貨物明細書、船員名簿、健康状態を確認す

行つたり、無線通信機材を使用した場合……その船舶を没収する〔二五条〕などと、公式に言明しているからである。

2 内容

本規定は全体で四章二八条で構成され、九四年四月二八日 政務院決定により承認された。

第一章 一般規定（一条）～（九条）

第二章 港の出入り（一〇条）～（一四条）

第三章 港の利用（一五条）～（二四条）

第四章 制裁及び紛争解決（二五条）～（二八条）

第一章 一般規定

① 目的

自由経済貿易地帯法の徹底貫徹により中継貿易の貨物輸送及び保管などの経済貿易活動の円満な保障及び自由貿易港の出入に関する秩序と利用に際した秩序の樹立（一条）

② 港の規定及び港の機能

自由貿易港を港地域と港水域に区分する。前者は埠頭、灯台、船舶修理基地、貨物の夜積載場などをを行う地域を指

である。

共和国政府は、この二点を軸にして関税、港湾施設設置などに関する規定を設けたのが、本規定であるが、本規定には、次のような批判もある。

例えば、共和国政府が自由貿易港を指定しながらも『港水域』と『港地域』とに区分して、地域的範囲を外国の保税区域程度に統一したことは、自由貿易港の概念からかけ離れた内容のものだ。又国際慣例から見てそれがたとえ自由貿易港でないにしても、船員手帳を保持する者ならば保税区域に自由に入り出すことができ、水深測定、電波・無線使用なども自由なはずだ。にも拘わらず、自由貿易港を出入りする外国船に対して共和国政府は、外国船が水深を測つたり、電波探知や無線通信の使用には過度にまで神経を使い、これに違反した場合には重罰がある⁽²¹⁾、という声がそれである。

その点、共和国への出入りする外国人は、共和国の国内事情と朝鮮海岸に関する潮の流れの具合を熟知し、また自己の安全を保障されるには共和国政府が講じた法的措置などについて確固とした知識をもつて置くことは当然のことである。

その意味からすれば、共和国政府が取った法的措置には一応の妥当性を認めることはできるが、はじめて共和国を入国しようとする外国人に対してもこのような詳細な知識の押し付けには問題があろう。

現に共和国政府は、共和国に入りする外国船舶に対して『当該機関の承認なく、水深を測つたり、電波探知を

1 概 観

自由貿易港（又は自由港）という場合、一般的に『輸出入において無税で自由に入出することができる港』のこととを指し、通過貿易を促進させるには外国船舶の交通を自由にして当該国の関税行政が通用しないのが常識である。

この限りでは共和国もその例外ではない。自由経済貿易地帯 出入規定第二五条では『自由経済貿易地帯にある貿易港には、貿易船と船員が国籍と関係なしに出入することができる』という規定があり、また、自由経済貿易地帯出入規定では『自由港を通じて中継される貿易貨物（一五条）』という表現を使って共和国内の『自由貿易港とは自由経済貿易地帯内に位置するフリーポート』という意味で共和国は解釈しているようである。

事実共和国政府は、フリーポートを羅津・先鋒・清津などの三港を規定し（本規定第一条）、さらに自由港を港地域と港水域⁽²⁰⁾（※以上の表現は共和国法典のまま日本語に直す）に区分した。

本規定は九四年四月二八日政務院 決定 第二〇号として制定されたが、立法の趣旨を『自由経済貿易地帯法を徹底して貫徹し、中継貿易の貨物の輸送及び保管などの経済活動を円滑に保障し、自由港の出入り（に関する）秩序と利用秩序を樹立すること（第一条）』にあるとした。

四章二八条によって構成される本規定には、明確な面として次の二点が挙げられる。つまり、

- (1) 自由貿易への出入港の手続
- (2) 港湾施設の利用に関する手続

- 有効期間は一年。再発行を受ける場合は、期間満了の一五日前に（一六条）
- (9) 事務所に変更事項が発生した時の手続（一八条）
- (10) 事務所の銀行口座設置及び租税の義務づけ（一九条及び二〇条）
- (11) 事務所の常駐期間延長の場合（二二一条）
- (12) 事務所成員及びその家族の出入状況（一五条）。
- (13) 事務所の常駐期間満了又は満了前に引き上げる場合は、三〇日前に地帶当局に書面通告。精算事業の終了の場合、七日以内にその手続を行う（二六条）
- (14) 事務所に必要な事務用品・生活用品など税関手続によって、運輸手段の場合は社会安全機関（※戦前日本の内務省に当たる）に登録する（二三条）
- (15) 事務所にとって必要な建物、賃金、労力の採用⁽¹⁹⁾などは、建物管理機関又は人力斡旋と契約を結ぶ（二四条）
- (16) 事務所に関連した事項の外国への通信、共和国郵政省からの保障を受けること（二五条）、必要によつては当局から許可を受ければ国際通信設備を設置し、利用することができる（二五条後段）。
- (17) 制裁規定（二八条、二九条及び三〇条）

一五 自由貿易港規定

- (1) 種類 代表部、代理店、出張所など（二二条）
- (2) 期間及び構成員 三年。構成員は五名を越えない。特別技能職に従事する者の場合、この限りではない（四条）。

- (3) 事務所の設置・登録・変更・期間延長などに関する基本文書の場合、朝鮮語と外国語で作成する（七条）
- (4) 事務所の権利・義務
- (5) 共和国からの法的保護を受ける（九条）
- (6) 共和国の法を遵守する（八条）
- (7) 事務所設定手続と具備すべき書類
- (8) 設置の場合、設置申請書を地帯当局を通じて対外経済委員会に（外国金融機関は中央銀行）提出（一〇条 前段）。設置申請書に記載すべき事項は、事務所名、責任者名、設置場所、活動内容。外国金融機関の常駐代表事務所の場合、企業の最近の財政状態表と損益計算書、基本契約書、理事会の構成員名簿などの提出（一〇条）
- (9) 事務所設立に伴う諸般条件
- (10) 対外経済委員会、中央銀行（以下、審査承認機関）は申請書を受け付けて三〇日以内に承認に関する可否決定（一条）し、その後一〇日以内に常駐代表事務所 設置承認書を地帯当局に送る（一一条）。また設置承認書受け付け後二〇日以内に地帯当局に登録申請書の提出（一二三条）する。
- (11) 事務所存続有効期間

理店、出張所』とは異なる性格のものであることが分かる。

外国企業は、外国人投資企業に該当する合弁・合作・外国人企業などのような共和国の法人企業ではなく、『外国人として共和国に支社・代理店・代表部』などを設置するものであり、外国人投資法は外国企業の範疇に入らない。⁽¹⁸⁾

本規定を自由経済貿易地帯関連法に結び付けて共和国が説明しているのは、制限的ながらも開放政策の成果を最大限に収めようとすることに本来の目的があり、本規定に基づいて外国企業が経済活動を行う上で基本方針を提示しているものと考えられる。

2 内容

本規定は、正式名称として『自由経済貿易地帯 外国人常駐代表事務所に関する規定』（以下、事務所規定）となつており、九四年二月二一日に政務院決定として発表された。これも章や節を設けず、全三〇カ条によつて構成されている。

(1) 常駐代表事務所 定義 外国企業の業務に関連する通信連絡と諮詢事業、経済技術資料などの紹介などの奉仕活動を行うこと、必要に応じて取引当事者間の代金のやり取りなどの代理委任活動を行う（五条）。

(2) 活動範囲

委任代理業務の活動範囲外の委託販売、共和国内の輸出物資の購買・販売などの制限（六条）

(3) 事務所に関する事項

(9) 有効期間の満了 七日以内に当該機関に返納すること（一八条）

(10) 制裁措置 国際テロ犯、麻薬中毒者、麻薬密輸者、伝染病患者、精神病者の外に招かれざる客は、自由経済貿易地帯に入ることができない（二〇条）

(11) 証明文書の偽造 規定通路を経由しない場合は罰金、犯罪行為が嚴重な場合追放又は再入国禁止（二二条）

一四 自由経済貿易地帯 外国企業常駐代表事務所に関する規定

1 概観

自由経済貿易地帯の性格からして、今後当地帯における外国人企業による多様な活動が期待される。自由経済貿易地帯法 第二条にあるように、共和国政府は当地帯を『特惠的貿易及び中継貿易、輸出加工、金融、サービス地域』として設定したが、以上の目的を遂行するうえで『……外国企業の常駐代表事務所を設置し、その運営の秩序を樹立する規定が必要となつた』（第一条）と、いう。

ここでいう常駐代表部とは『外国業務に関連した通信連絡、諮詢事業、国際技術資料紹介などの奉仕活動を行い（五条 前端）、必要によつては本企業の代理委任状を道行政經濟委員会に提出し、承認を受けて『企業が委任した範囲内で取引当事者と契約を結んだり代金と物資とのやり取りなどの委任代理業務を行うことができる所を指す。

よつて常駐代表事務所は従来に共和国が発表した外国人投資関連法の文言に謳われた『経済活動のための支社、代

到着の五日前に書面或いは印刷書信、模写電信（※多分ファックスのことであろう）をもつて地帯当局の出入事務部署に通信証発行を申請し、承認されなければならぬ。

③ 九条規定及び一一条規定

ビザが必要な場合、七条規定。

(6) 出入手続

自由経済貿易地帯に入り、共和国の他の地域を経由せずに外国へ出国する場合がビザは不要（一二二条）

自由経済貿易地帯にビザなしに入り、共和国の他の地域を経由して出国する外国人は、出国五日前に地帯当局出入局事務部署に申請し、ビザを受ける必要がある（一三条）。

自由貿易を経由して中継される貿易貨物を自由経済貿易地帯外の共和国領域を経由して貨物者の積み出そとする外国人は、自動車が国境を通過する五日前に当該出入国事業部署に申請し旅行証又はビザを受けなければならぬ

（一五条）

(7) 出入国に関連する証書の発行

出入国関連証書としてビザ、招請文書、観光証、旅行証、自動車通行証、出入証など（一六条）がある。（※八条规定によれば、自動車通行証の有効期間は一五日となつてゐるが、マルチブルの場合は三〇日となり、その他の期間についての言及なし）

(8) 有効期間の延長 五日前に該当の発行部署に申請すること（一七条）。

従来の共和国政府の外国人に対する出入国手続法に比べ、かなりの部分が発展的になつてゐるとはいえ、まだ閉鎖的な印象から免れず、また、自由経済貿易地帯と同地域を除く共和国領域内への相互間の出入手続は、更に厳しく統制されている。

2 内容¹⁷⁾

- (1) 立法目的 出入する外国人に対して便宜を図ると同時に共和国の国家安全を期すること（一条）
 - (2) 適用対象 外国人及び共和国領域外に朝鮮同胞にも適用（二条）
 - (3) 事業を行う所 地帶當局出入管理事務部署（三条）、ただし、ビザ発行、招請状発行、觀光証発行などの場合は、本規定六、七、一〇、一一条に従う。
 - (4) 出入に際して提携文書 パスポート又はこれに準ずる証明文書の所持が必要（四条）
 - (5) 入国手續 完全のノンビザではなく、ノンビザの変形つまり『共和国の他の地域を経過せずに直接に自由経貿易地帯に来る外国人は、地帶内の機関、企業所、団体又は外国人企業が招待した文書をもつてビザなしに入国すること（六条）』が可能である。
- ノンビザで出入国できる条件
- ① 一〇条一項、二項、三項規定に該当する場合
 - ② 共和国領域外から自動車で共和国への入国の場合

内容となつてゐる。

本規定では『自由経済貿易地帯に対する出入秩序を正しく立てて、当地帯に出入する外国人に便宜を図り、国家安全を保障することを目的とする（原文どおりに翻訳）』と規定しているように、外国人に対しても自由経済貿易地帯に入る場合の特例を設定して、手続の簡素化、便宜を図ることなどを考えている。

前に検討した自由経済貿易地帯法では、自由経済貿易地帯にある貿易港には貿易船と船員が国籍に関係なく自由に出入りすることができ（同法二二条）、この地域に入る外国人にはノンビザ制度を適用させる（同法四一条）程度の規定しかないが、これだけでは法律としても十分な内容を備えたものとは思えず、外国人は不安を抱き兼ねない。

このような事情を勘案して、共和国政府は別途に法の規定を定めたものと思われる。共和国政府当局は九三年一月に自由経済貿易地帯法の公布以来、一ヶ月が経過した九三年一月二九日に共和国政務院決定 第七五号をもつて『自由経済貿易地帯 外国人出入規定』を制定し、公布した。

本規定は法律ではなく、政務院決定の『規定』であることに注意したいものである。また、これは自由経済貿易地帯法の補充的役割を果たすことにその主要目的があることにも注意したい。⁽¹⁶⁾

ここでは章別に規定設定を行わず、二二条の条文によつて構成され、自由経済貿易地帯になかつた内容に詳細な手続に関する条項を補充し、本規定の立法意図を明確にした。

他の投資関連法に記載された内容と変わらず、省略。

一三　自由経済貿易地帯　外国人出入規定

1　概　観

自由経済貿易地帯法の内容を検討した結果、共和国の自由経済貿易制度が同国の部分的・制限的開放政策を目指すことにその目的があつた。

と、同時に同地域に対して共和国政府が許す外国人の経済活動の範囲や先進資本主義国家からの資本誘致政策などを知る上でも同法についてることは重要であり、さらに共和国への外国人の出入に関する状況を間接的に知る上でこれは重要な法律である。

現在までの共和国の外交政策を見る限り、自国の事情を外国に知らされることを極端に嫌つて、外国との交通を断ち切つっていた。これは共和国政府が人民に押し付けてきた主体思想に鱗が入り、儒教的君主国家たる政体の維持に支障を来すことを恐れるためである。

後で見るようすに、本規定は共和国政府は資本をもつて共和国の自由経済貿易地帯に投資を行う外国人には割合緩やかな内容となつてゐるが、自由経済貿易地帯から共和国領域内に投資その他の目的で入る外国人にはかなり手厳しい

- (4) 外国人及び外国人投資家は地帯内の規定場所において外貨有価証券の取引が行える（三四四条）

第六章 担保及び特惠

- (1) 財産の国外への持ち出し 企業活動によつて得た利潤、利子、配当金、賃貸料、奉仕料、財産販売収入金などの所得を国外に送金することができ（三五一条）、地帯内の外国人財産は、経営期間の満了に伴い制限なしに国外に持ち出すことができる（三五一条後半）。
- (2) 企業所得税率 決算利潤の一四%（※一般の場合は二五%）。
- (3) 税金軽減条件 経営期間が一〇年以上の生産部門の外国投資企業の場合がその対象となり、所得発生年度の三年間を免除とし、その翌の二年間は五〇%範囲で軽減する（三七一条）。
- (4) 共和国政府が奨励する部門の企業に対する特惠
- 経営活動に必要な資金の優先的な貸付（三九一条）及び経営期間が五年以上経過した外国人投資家が利潤を共和国地帯内で再投資する場合、該当する税額の五〇%の返還が受けられ（四〇一条前半）、インフラ建設部門に投資する場合には、所得税額の全額の返還が受けられる（四〇一条後半）。
- (5) 地帯内ではノンビザ制度が実施される（四一条）。

(2) つぎの商品については地帯内では免税。

イ 加工輸出を目的に地帯内に入る商品

ロ 生産と経営に必要な物資と生産した輸出商品

ハ 投資家に必要な一定料の事務用品と生活用品

二 地帯建設に必要な物資

ホ 通過する外国の貿易貨物（二六条）

(3) 免税の対象とならない商品

イ 販売を目的に自由経済貿易地帯に入る商品

ロ 自由経済貿易地帯において生産した商品を共和国内において販売することを目的とする場合（二七条）

(4) 税関文書、商品の送り状、商品の判出入に関連した文書の場合、五年間を保管（二八条）

第五章 通貨・金融

(1) 地帯内の通貨 朝鮮ウォン又は転換性貨幣で、又外貨の換算は外貨管理機関が発表した比率で（二〇条）。

(2) 貸付 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下で金融機関から経営活動に必要な資金の貸付が受けられる（二二一条一項）。

(3) 地帯内の銀行業務 非居住者間の取引を対象にした業務を担う（二二三条）。

(1) 保障事項　すべての商品の、地帯への自由な流入及び流出、その貯蔵、保管、加工、組立、分解、選別、包装、修理など、完成品の輸出（一七条^⑯）。

(2) 外国人の投資企業形態　単独形式の企業、合弁、合作など（一八条二項）

(3) 経済活動のための組織設置　地帯に支社、代理店、出張所、支店などの設置（一九条）、土地の賃借も可能（二〇条）。

(4) 労働力の採用・解雇　すべて地帯当局と外国人企業間の契約による（二一条）。自由経済貿易地帯外の共和国技術者、高級技能工の場合、地帯当局に申請して保障を受けることができ、両者間の合意の下で管理人員と特殊な職種の技術者、技能工を外国から採用することができる（二二条二項）。

(5) 地帯内で生産された商品の価格決定　販売者と購買者との合意の下で、一部大衆必需品の価格は国家が決定する（二三条）。

(6) 地帯への出入り　国籍に関係なく自由に往来できる（二三条）。

(7) 原料資材の仕入れ　共和国企業所に委託（二四条一項）し、地帯外において行つた加工額が企業全体の生産額の六〇%を越えた場合、その委託加工は地帯内において生産活動をしたものと認める（二四条二項）。

第四章 関 稅

(1) 原則的に自由経済貿易地帯では特惠関税制度^⑯を実施する（二五条）。

(2) 中央対外経済機関の事業

開発と経済管理運営、インフラ企業の審議・承認（以上九条）

地帯当局からの投資申請の受付及び承認（一〇条）

(3) 地帯当局の事業

住民行政、都市経営などの行政経済事業

社会秩序の維持と人身と財産の保護

地帯の開発計画の作成・宣伝・執行

投資申請の審議承認

企業の登録及び営業許可など（以上一一条）

(4) 投資禁止の対象

国家安全と住民の健康、動植物の成長に害を与える恐れのある対象、国家が定める環境保護基準の限界を超過する対象、経済・技術的に遅れた対象、経済的に効果のない対象など（一二二条二項）。

(5) 詮問委員会の組織 地帯当局代表、当該機関、企業所代表及び外国投資家などにより構成され、地帯の開発及び管理運営事業を行う（一六条）

第三章 経済活動条件の保障

第七章 紛争解決（四二一条～四三条）

第一章 自由経済貿易地帯法の基本

(1) 制定目的　自由経済貿易地帯を創設し、効果的な管理運営による対外経済協力及び交流の拡大に資すること（第一条）。

(2) 地域的特徴　特恵的な貿易及び中継輸送、輸出加工、金融、奉仕地域に宣言した一定地域（第二条一項）。当地域には共和国の主権が及び（二条二項）

(3) 管理運営　中央対外経済機関、自由経済貿易地帯当局（三条）なお具体的には本法第二章以下参照のこと。

(4) 法的保護　基本的には投資資本と所得に対して（四条）。また投資家は自由経済貿易地帯内における企業管理と経営方法において自由な選択権を保有する（五条）。

なお投資形態については一八条以後参考のこと。

(5) 法の適用対象　外国人企業家及び外国人投資家

第二章 管理機関の権限と義務

(1) 当地域における管理機関　開発と管理運営を中心とした中央執行機関としての中央対外経済機関及び政務院の現地執行機関としての地帯当局⁽¹³⁾（八条）

ているため、外国人や外国人投資家などの同地域への自由な出入りを許可する反面、共和国領域内の出入りは厳しくチェックするための措置であろう。このことは続いて紹介する『自由経済貿易地帯 外国人出入規定』『自由経済貿易地帯外国人常駐代表事務所に関する規定』『自由貿易港規定』などにおいてそれぞれの法が保有する問題点を通じて共和国政府の外国人に対する法の実態を明らかにしていくことにする。

2 内 容

本法の正式名は、朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法である。

これは九三年一月三一日に最高人民会議 常設会議決定によつて採択され、同年の四月八日 最高人民会議 常設会議 第九期 第五次会議において法令として承認された。

その概要はつぎの通りである。

第一章 自由経済貿易地帯法の基本（一条～七条）

第二章 管理機関の権限と義務（八条～一六条）

第三章 経済活動条件の保障（一七条～二四条）

第四章 関税（二五条～二九条）

第五章 通貨・金融（三〇条～三四条）

第六章 担保及び特恵（三五条～四一条）

つまり日本が共和国と経済交流にしろ、人的交流にしても、相手国家の体質を十分に研究してから取り掛かつても遅くはない、ということである。

すなわち形式はどうであれ、人民から五〇年間も政権を委託されていながら、世界にも稀な人民を食わすことさえできなかつた政権の本質について真摯に反省してみるべきである。

共和国政府は九三年九月二十四日に中央人民委員会政令で九一年一二二月に創設したと言われる自由経済貿易地帯を『羅津・先鋒市（総面積六二二平方キロメートル）』と命名し、さらに当地を直轄市とした。現在はさらに当直轄市を拡張して旧慶興郡（現 恩徳郡）の行政区域であった元汀・下汝・下桧など三つの里を羅津・先鋒地域に加えて面積を七四六平方キロメートルにした。

このように共和国政府がなぜ無理をしてまでその地帯をここまで拡張した理由はなにかである。まず、豆満江対岸の中国・ロシアがノンビザで直接共和国への出入りができるようになったこと、つぎには当地を直轄市扱いをすることによって、共和国政務院における行政機能に直属させ、外国人や外国人投資家に対する各種の手続や行政的サービスなどの面での迅速化を図ることができる、などが考えられる。

このような開放の動きに対して、自由経済貿易地帯における鉄条網化作業の進行がある。はつきりとわかるのは、同地域への共和国人民の自由な出入りの禁止のためであるが、これに対する正式な共和国政府からのコメントはない。思うに、これは共和国政府が同地域を自由経済貿易地帯と設定し、対外的開放への窓口、特に西側に対し、とし

①について言えば、共和国なりの『経済構造の高度化へのシフト』は考えられても、共和国自身による西側経済体制に対する理解度、技術水準、特にハイテクなどの面の現段階で共和国が世界的趨勢についていけるだけの力量が備わっているとは、とても思えない。共和国はそれこそマルクスのいう社会主義ならぬ『資本主義の原基形態』の域を脱していいからだ。

それに②の場合、ロシアをはじめ東欧の旧社会主義国家や中国などは自国内に市場経済システムを取り入れ、死に瀕した自国経済への活性化に躍起になつてゐるのは、周知の事実である。それなのに共和国に対してこれらの国家が関係改善を行い、経済交流の拡大を目指す余裕もない。これは共和国政府が人民に納得させるための美辞麗句の並べ立てに過ぎない、旧社会主義諸国との過去に対する一種のノスタルジアに似た印象を受ける。

また、③の場合、UNDPの狙いがまさにそうであり、このことは豆満江流域開発のプロジェクトが九一年一〇月の平壤会議に上程されて以来それなりに進展していることは事実のようである。問題は世界先進国家の中で関心を示しているのは何カ国かである。あるとしても、現在のところロシア、中国、モンゴルなどで、無理して日本までを含めることができると聞く。希望的いえば、この動きがいつかは起爆剤となり、共和国の経済関係改善にとつて大きな方向転換となることはありえる。

しかし④の場合、共和国自身に関わる問題となるだけに、今後の課題として考えれば、とりも直さず西側との疎通や経済分野での融合を図つて行くには、国際社会に対して経済開放を行う前に、まずは共和国自体が分かりやすい國家となるべきである。また日本ももっと共和国に対する態度を明確にすべきである。

国的表現、差し迫ったの意味』があるのだろうかと、訝るのは当然である。

この経過がどうであろうと、実質的に共和国領域内にある自由経済貿易地帯が対外済開放地域として設定された。これで諸外国には共和国への自由な往来ないし経済交流の場を与えることになるし、また共和国からみれば、従来からのその直下型の命令系統が維持され、そこで起きた事件などが外国に漏れずに済むということになるのである。

そのために共和国にとって必要とされるのは、対外経済関係の軌道修正であり、同時に対外経済交流の前哨地を設定しておくことが必要となる。その意味から考えると、共和国政府が自由経済貿易地帯を設定していることが時宜に合つた動きであると言える。

共和国政府の見解によれば⁽¹⁾、

- ① 対外経済が貿易、技術、国際協力を含め高度な段階にシフトしている、
- ② 旧ソ連及び東欧社会主義国家の崩壊に対応し対応して多角的な経済交流と協力関係の構築が新たに必要となつた、
- ③ 地域経済協力、交流強化に対する関心が世界的に高まるにつれて東北アジア地域においてリアルな問題となつたこと、
- ④ 共和国に対する一連の国際協力（直接的にしろ、間接的にしろ）進展に伴い冷戦構造の崩壊後になつて西側との意思疎通と経済分野における融合を図るべき条件が整いつつある。

導入による乾き切った共和国経済に潤滑油を注ごうという目的で制定されたのが、自由経済貿易地帯（FREE ECONOMIC AND TRADE ZONE）法である。

九三年の発表された自由経済貿易地帯法によれば、共和国政府が設定する地域に限って国際社会からの投資が許され、当地に参加する外国人に対して国家的特恵を与えることにしたというが、果たしてその真偽のほどはどうかである。

そのあたりのことを共和国政府は、つぎのように述べている。

『UNDPが主管する豆満江地域開発プロジェクトに参加し、これを通じて自由経済貿易地帯開発のための有効な投資環境を築くと同時に開発に当たっては各国領土に対する自主権を保持しながら相互協力を強化してあくまでも調整を通じて開発を促進する』⁽¹⁰⁾ことに共和国の基本的な立場があるという。

西側では共和国政府の発表を額面どおりに聞き入れていない。自由経済貿易地帯が外国人にあるいは外国人投資家にとって特別な措置のもとで築かれた特別地域だ共和国政府からいわれても、それがどのような意図で設定され、また将来どのような機能を果たしつつ共和国政府に資すべき地域となるのかを知つておくべきである。

まず、数少ない共和国政府の公式発表や外国人投資に関する諸般法令を額面どおり受け入れるとすれば、金日成が好んで使った『鉄筒のよう』、あるいは『鐵甕城のよう』固められた国家が北朝鮮建国以来、本法に見られるように、こんなにも早く、またなぜ急に西側に対して一部領域を開放するのか、共和国になにか『切迫した事情（共和

聞くが、もはや通常の方法ではどうにもならない共和国経済を救うほどの救済策とはならず、国家経済を根本的に立て直すべき根源的な対策を立てなければならぬのは、自明の理である。

このような状況を共和国は既に知っているはずであるが、起死回生を図るべき手を打つところか、体制維持にのみ全神経を注ぎ、共和国自身保有する制度的不備を補完すべき対策を練ろうとはしなかつた。

つまり観念的に社会主義の資本主義に対する優越論ばかりを人民に押し付け、さらには偉大な金日成思想学習という世界から理解されないことを繰り返している今日である。

すなわち共和国の経済が悪化しているのは、アメリカ、日本などの帝国主義のため、さらには南朝鮮にアメリカ軍隊が駐屯していて民族統一ができないためであると主張し、さらに人民にはしばらくの耐乏生活を耐えてほしいと訴えて来た。つまり悪いのは金日成主席の主体思想ではなく、資本主義先進国家のせいであるという論理になるわけである。

こんなとき、他力本願の経済立て直しの話が国連から豆満江周辺の国連による開発計画（UNDP）の形式で持ち上がった。当然金日成主席の存命中のことである。共和国自らの手で経済改革を行わなくともよく、失敗しても偉大な首領の沽券にかかることもない。共和国政府は国連の名を借りて経済改革を行えばよく、大成功とあらば、偉大な首領の名声がさらに高まるというわけである。

こうして降つて沸いたように持ち上がったのが、共和国国内に経済特区を設定して、共和国建国以来初の市場経済

に共和国政府がしている。資本の外国への移転の必要が発生したときも、その資金は合法的に取り扱われるべき意味合いのものと、判断するのが通常であり、なにも共和国政府が特例法として定めていることにはならないのである。

6 制裁

外貨管理秩序を守らない者 情状により罰金、非法的に取引した外貨と文書が没収（二九条）

外貨的損害 外貨で補償（三〇条）

本法に対する違反行為は嚴重な結果を及ぼした機関・企業所・団体の職員及び公民には、情状によつては刑事的責任を負わせる（三一条）

一一 自由経済貿易地帯法

1 概観

今まで共和国の投資関連法の幾つかを検討し、またその意義や問題などについて考察してみたが、共和国のこのような積極的な動きに対しても側先進国家や韓国、台湾などから共和国に対して投資を申し入れたり、合作あるいは合併を正式に申し入れて本格的企業活動を実施しているという話は、今の所聞かない。

在日朝鮮総連からの共和国政府への部分的協力や、日本や韓国の大企業の先遣隊としての中小企業の参加はあると

① 国内への外貨搬入

外貨の現金、外貨の有価証券、貴金属などは制限なしに搬入することができる（二二一条）

② 国外への外貨搬出

イ 外貨現金 銀行発行の外貨交換証明文書、入国時に税関申告書に明示した金額の範囲内でのみ許される（二

三条）

ロ 外貨有価証券 外貨管理機関の承認の下に共和国外に搬出することができる（二四条前端）、入国時に税関に申告した外貨証券は外貨管理機関の承認なしに搬出することができる（二四条後端）。

自由経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を該当する文書あるいは税関の申告なしに共和国外に搬出することができる（二五条）

貴金属 中央銀行の承認の下で搬出することができ（二六条前段）、入国時に持ち込んだ貴金属は税関申告の範囲内で搬出することができる（二六条後段）。

外国人投資家 共和国外へ企業活動によつて得た利潤とその他所得金を税金なしに全部送金したり、自己資金を制限なしに移転することができる（二八条）。

※これは特例的な印象を受けるかもしれないが、企業活動によつて得た利潤又は所得分については、外国人企業に関する税金法の規定によつて既に税金を納めているので、搬出の際は当然無税である。又自己資金の投資分についても、共和国の当該法の規定に基づき共和国への資本投資を行つてるので、資本投資総額についても明確な判断を既

ハ 外貨有価証券の発行を目指す共和国機関及び企業所は、当該機関の承認を得て行う（一四条）

二 共和国公民の外貨保有は基準内で、基準を超過する分の外貨は、共和国銀行に売るか、貯金すること（一五

条)

(b) 外国人及び外国企業、外国使節に対する法的措置

イ 共和国領域内に常駐する外国の大使館・領事館・貿易代表部などの外国機関は、貿易銀行に口座を設置すること（一八条）

ロ 外国投資企業は、共和国領域内に口座を設置することができ、必要に応じて外国銀行に口座を設置することもできる（一八条二項）

(c) 外国企業への共和国銀行の融資（二〇〇条）

(d) 外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関と当該監督統制機関が（二一条）

(e) 自由経済貿易地帯にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に非居住者間に行われる取引を対象とする業務を行うことができる（一九条）⁽⁶⁾

5 外貨の搬出入

※特徴としては、共和国国内への外貨搬入には何の規定を設けていないが、搬出に際しては厳格な統制を行つていることを挙げておく。

の使用の場合はウォン貨に交換後（六条二項）。外貨の売買と預貯金、抵当などの場合、外貨為替業務を専門とする銀行を通じてのみ（六条三項）。

④ 外国為替率の決定 外貨管理機関（七条）

⑤ 合法的相続 共和国領域内で合法的に得た外貨の法的保護し、相続も可能（九条） 本法は共和国領域外の朝鮮同胞にも適用される（一〇条）。

4 外貨の利用

① 外貨利用可能な取引の類型（一一条）

イ 貿易契約と支払協定に従う取引

ロ 貿易外取引

ハ 銀行における朝鮮ウォン貨の売買

ニ 資本取引に従う決済は、送金・代金請求・支払委託などの方法で（一二条）

② 共和国の『外貨集中管理体制』の採択

(a) 共和国の住民対象の外貨使用統制の規定

イ 共和国の機関・企業所・団体は、外貨を朝鮮ウォンで交換し、口座に入れる（一三条一項）

ロ 外貨使用は、外貨管理機関の承認の下で指定された指標と項目に対応してのみ（一三条二項）

第一章 外貨管理法の基本（一条～一〇条）

第二章 外貨の利用（一一条～一二条）

第三章 外貨の搬出（一二条～一八条）

第四章 制裁（二九条～三一条）

3 基本原則

① 目的

外貨管理法は、『外貨による取引、外貨有価証券の発行と外貨現金。有価証券及び貴金属の搬出入』に関連した原則と秩序を規制（二条）することによって『外貨収入を増加せしめ、外貨を合理的に利用することによつて人民経済を不斷に発展させ、対外経済関係を拡大し、発展させることに資することを目的（一条）』とする。

② 外貨の定義

外貨とは、転換性のある外国貨幣・国家債権・転換可能な会社債権……装飾品でない金・銀などの貴金属……を

指す（三条）。

③ 統制及びその管理 主に共和国の外貨管理機関（四条）。

貿易銀行 外国為替業務専門銀行（五条）

その他の銀行も外貨管理機関の承認さえあれば、為替業務の取扱ができる（五条二項）。外貨現金の流通禁止、そ

- ⑤ 合弁会社が共和国国内で貿易機関を通じて購入する商品代金及び諸般使用料は、ウォン貨で支払う（四八条）
- ⑥ 合弁会社の経営上の資金不足分の外貨を共和国又は外国銀行から貸付が受けられる（四九条）
- ⑦ 合弁会社の経営計画は、ウォン貨を基準とすることを原則に、当事者間の合意があれば外貨をもつてなし得、合弁会社の収入及び支出に対するウォン貨による決済は、共和国貿易銀行が定める貨幣換算率に従う（五〇条）
- ⑧ 合弁会社に従業する外国人労働者は、労賃の六〇%までを外国に送金することができる（五一⁽⁴⁾条）
- ここに主な法条文を挙げたが、これだけで十分と言える内容のものではなかつた。九二年一〇月制定の、外国人投資法、合作法、外国人企業法のなかでも、外国為替管理に関する規定が行われたとはいえ、これも不十分な内容であり、これら一連の法の中にも一貫して『為替管理法の規定により送金可能』を訴える程度のもので、法律というには余りにも貧弱な内容であつた。
- 以上の点を顧み、九三年一月に共和国政府は、いわゆる『外換管理制度（外国為替管理制度）』に関する法律を制定したが、これは共和国政府が発表した本格的な法規定とも言え、今後の成り行きが注目されるであろう。
- ## 2 内 容
- 朝鮮民主主義人民共和国 外貨管理法⁽⁵⁾は、九三年一月三一日に最高人民会議 常設会議決定により採択され、九三年四月八日 最高人民会議 第九期 第五次会議において法令として承認された。全体は 四章三一条によつて構成さ
れている。

共和国政府による外貨管理法は、資本主義先進国家に対して投資を誘致し、市場開放を印象づけるところに大きな意義があつた。それに伴い、本法は外国人投資政策を遂行して行く上で必要な法であることは論をまたず、共和国政府の慢性的な外国為替不足を補う意味で制定が急がれた法であつた。

つまり、投資資本が共和国に流入してくるにつれて、生産品の輸出、原資材の輸入などに伴う資金決済の問題、投資により発生する利潤の送金や外国投資企業の資金出納などの経営活動は、外国為替取引に大きく関わつて来るだけに、共和国政府にとって本制度を確立することは、焦眉の問題となつた。

本法が制定されるまでの経過を見るとつぎのようである。

八五年に制定された共和国政府の旧合弁法第一二三条は『合弁会社が共和国又は外国銀行に外貨口座を設置することができ』、また同法一七条は『経営資金を外国の銀行から貸付を受けることができる』、さらに同法二二二条は『労賃・利潤の外国への送金も可能』と規定した。

これは為替管理法の嚆矢とも言える部分であるが、八五年当時だけでも共和国政府は外国為替法の制定が必要と痛感したと見え、同法施行細則の数箇所に外貨管理法に関する規定が見られた。

- ① 共和国の貿易銀行に為替口座・ウォン口座の設置（一七条）
- ② 合弁会社のすべての外貨収入及び支出は、外貨口座（外国為替口座の意味）をつじて行う
- ③ 外貨口座の残高については、共和国の貿易銀行が定める利子率が適用される（四六条）
- ④ 合弁当事者間に合意があるとき、外国銀行に口座を設けることができる（四七条）

1 制裁

① 罰金を課せられる場合（二九条）

承認なく責任者、副責任者を代えたり、銀行の位置を変更した場合
予備基金を規定した規模通りに積み立てなかつた場合

業務検閲を妨害したり、検閲に支障を来る行為を行つた場合

定期報告文書を定めた期間内に提出しなかつたり、事実に反して報告書を作成した場合

② 承認された場合を除く業種の業務を行つた場合、承認なしに基本規約を改竄したり、登録資本金と運営資金の
増減を図つた場合、営業停止（三〇条）。

③ 銀行設立申請者は、営業許可を受けた日から一〇カ月以内に銀行業務を開始しなかつた場合、銀行設立承認の
取り消し（三一条）。

2 紛争解決（三二条）

従来の法規定を内容的に同じなので、ここでは省略。

一 外貨管理法

(四) 外国投資銀行の業務と決算

- ① 業務 二三条に、なお、詳しくは付録の条文を参照されたい。
- ② 貸出 ひとつの企業に対し、自己資本金の一五%を超過する資金の貸し出しはできない（二四条）。
- ③ 口座設置 所在地の中央銀行支店に開設し、予備支払準備金を置くこと（二五条）。
- ④ 決算年度 每年一月一日から一二月三一日までとし、業務決算は翌年の一月内に（二六条）。
- ⑤ 簿記検証事務所の確認を受けた後、年間財政状態表と損益計算書を年間業務決算の終了後三〇日以内に分期財政状態表と必要な業務統計を翌分期の初月の一五日以内に外貨管理機関に提出すること（二九条）。

⑥ 特恵

営業期間が一〇年以上の場合、利益発生の初年度は企業所得税を免除し、翌年度から二年間は五〇%の範囲内で所得税を軽減する（二八条の二）。

共和国銀行と企業に有利な条件により貸付を受けた利子収入については取引税を免除する（二八条の二）
企業活動を通じて得た収益金を共和国の為替管理法に関連する法と規定に基づいて国外への送金が可能（二八条四）。

(五) 制裁と紛争解決

（三）外国投資銀行の資本金と積立金

① 資本金の準備

合弁銀行と外国銀行は朝鮮ウォンで三、〇〇〇万ウォン以上に該当する転換性外貨を準備し、一次払込資本金を登録資本金の五〇%以上を準備する（一八条）。

外国銀行の支店の場合、運営資金を朝鮮ウォンで八〇〇万ウォン以上の転換性外貨を保有する（一八条二項）。

※共和国の言う転換性外貨とは『外貨には転換性のある外貨と転換性のない外貨が含まれる。転換性のある外貨としては、任意に時期と場所において外国貨幣に転換することができる外国貨幣（例えば銀行券、補助貨幣）、有価証券（外貨で表示された国家債権、地方債権、会社債権、出資証券、株式など）、外貨支払手段となるもの（外貨で表示された手形、小切手、外貨信用状、送金証書、支払指示書）その他外貨資金（転換性外貨、口座と国際決済、計算単位で表示された口座の金額）、貴金属（装飾品を除く金、銀、白金及び国際市場において取引される金貨、銀貨など』（外貨管理法 四条）となつていて⁽³⁾。

② 営業許可を受けようとする外国投資銀行は、承認を受けた日から三〇日以内に一次払込資金を指定銀行に預金し、簿記検証事務所から確認を受けなければならない。

③ 積立金について（二二条と二二三条）

年間決算利益金の五%を登録資本の二五%になるまで予備基金を積み立てる。

なお、外国企業は、償金基金、文化厚生基金、技術発展基金などに必要な基金を積み立てることもできる。

銀行を設立しようと申請する者は、承認された日から三〇日以内に銀行所在地の道（直轄市）の行政経済委員会に登録し、許可書を受け取り、許可された日から二〇日以内に所在地の財政機関に税務登録（一二三条）。

※また、一九条には『営業許可を受けようとする者は……』という文言があるが、この両者間には法的にどのような違いがあるのか分からぬ。

③ 銀行設立後の変動事由

解散、銀行の統廃合、登録事項の変動、資本の譲渡、営業中ない設立承認の取消に関する規定など（一六条）。

イ 解散の場合（一四条）

営業期間の満了、銀行の統合、支払い能力の不足、契約義務不履行、自然災害など。なお、この場合、三〇日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下で精算事業が終了すれば、銀行設立登録機関に登録取消の手続をする。

ロ 延長する場合（一五条）

六ヶ月前に中央銀行に申請してその許可をもらう。

ハ 登録事項の変更（一六条）

三〇日以内に中央銀行に申請して登録変更に関する手続は完了する。

ニ 投資資本の一部又は全部の第三者への譲渡の場合は双方の合意が必要（一七条）。

当該法規定に従わなければならない（五条）。また、外国銀行に対する監督統制は、中央銀行機関と外貨管理機関がこれを行う（六条）。在外公民にも本法が適用される（七条）。

（二）外国投資銀行の設立と解散

① 設立手続 設立に際して中央銀行に次の書類を提出する。

設立銀行の名称、責任者の名称と略歴、登録資本金、払込資本金、運営資金、出資比率、業務内容などを明記した銀行設立申請書（八条）。

イ 合弁銀行の設立は、合弁当事者は行い（九条）、銀行設立申請書には基本契約、経済打算書（＊見積書）合弁契約書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書の写本、投資家の営業許可書の写本など（九条二項）の添付。

ロ 外国銀行の設立は、外国投資家が行い（一〇条）、銀行設立申請書に基本契約、経済打算書、銀行管理成員名簿、投資家の財政状態表、営業許可書の写本、外国為替業務承認文書の写本など（一〇条二項）の添付。

ハ 外国銀行の支店設立は、本店が行い（一一条）、銀行設立申請書には本店の基本契約、年次報告書、財政状態表、損益計算書と本店の営業許可書の写本、支店の税務及び債務に対する保証書、支店の経済打算書、銀行管理成員の名簿、外国為替業務承認文書の写本（一一条二項）の添付。

② 銀行設立の承認について中央銀行の可否

銀行設立申請書の受付日から五〇日以内に決定し、通告（一二一条）。

認められ、公布されたものである。

第一章 外国投資銀行法の基本（一条～七条）

第二章 外国投資銀行の設立と解散（八条～一七条）

第三章 外国投資銀行の資本金と積立金（一八条～二二一条）

第四章 外国投資銀行の業務と決算（二三条～二八条）

第五章 制裁と紛争解決（二九条～三二条）

(一) 基本原則

① 目的

世界各国と金融分野における協調を拡大発展させることに資する（一条）。

※外国企業の外貨管理などの金融業務に支援することに主な目的があり、

外国投資銀行が保有する外貨の活用に大きな関心があると見るべきではない。

- ② 種類 合弁銀行、外国銀行及び外国銀行の支店（二条二項）とし、設置場所については自由経済貿易地帯に限る（二条三項）。

- ③ 法的地位 外国銀行は、銀行財産に対する所有権を保有し、経営活動において独自性を有し（三条）、国家は共和国領域内に設立された外国銀行の合法的権利と利益を保護し（四条）、外国銀行に対する管理運営は、共和国の

ちなみに本法では外国人銀行の設置場所を自由貿易経済地帯に限り許可することになつてはいるものの、実際に設立されない理由は何か。

- (1) 共和国に対する大手の外国人投資企業がまだ現れていない、
 - (2) 共和国の金融市場の規模、与件などがまだ不備ないし微弱なために、共和国に関しては合弁や合作などに伴うリスクが大きい、
- などが考えられるが、このような事情にもかかわらず共和国政府が本法制定に踏み切った理由について考えて見ることにする。

まずは、外国人投資家が共和国に対して投資実行に踏み切った場合に、金融面でのサポートの用意があるということを印象づけることが必要だと考えたこと、つぎには、韓国の専門筋による『中華人民共和国 経済特区内の外貨銀行・中外合作銀行設置条例（九五年）』及び『上海内外資金融及び中外金融機構管理に関する規定（九〇年）』の制定の分析に刺戟されたり、外国人投資法制を共和国としても具備しておくべきだと判断したことなどによるものという見方がある。

2 内容

本法の正式名は、『外国投資銀行法』である。

本法は九三年一一月一四日に最高人民会議 常設会議において決定され、第九期 第六次会議において法令として承

M 自由経済貿易地帯法条文

N 自由経済貿易地帯外国人出入規定条文

O 自由経済貿易地帯外国人企業常駐代表事務所に関する規定

条文

P 自由貿易港規定条文

Q 外国投資企業労働規定条文

(以上 本号)

一〇 外国投資銀行法

1 概 観

本法に『外国人投資家は共和国領域内において、外国投資銀行を設立することができ（二条一項）』、その種類は『合弁銀行、外国銀行、外国銀行支店などとし（二条一項）』、これらは『自由貿易経済地帯に限り設置することができ（二条三項）』と規定していることから、外国投資銀行の場合、外国人投資関連企業の一つとして共和国に設置することが許されていると考えられる。

また、本法は九三年一一月一二四日に最高人民会議 常設会議決定四二号『外国投資銀行法』として制定され、公布されたが、共和国の経済状態やその開放に関して現在のところまで知る限り、外国人銀行家が共和国の自由貿易経済地帯に銀行を設置したり、進出の可能性はまだないと見られる。⁽¹⁾

D (旧) 合併法施行細則条文

E 外国人企業法条文

F 外国人企業法施行規定条文
（以上 二四二号）

七 合作法

G 合作法条文

H 外国投資企業及び外国人税金法条文

I 外国投資企業及び外国人税金法施行規定条文

J 外国人投資法条文
（以上 二四四号）

K 付録

L 外國投資銀行法条文

M 外貨管理法

N 自由經濟貿易地帯法

O 自由經濟貿易地帯 外国人出入規定

P 自由貿易港規定

Q 外國投資企業労働規定

R 総括

S 付録

T 外國投資銀行法条文

U 外貨管理法条文